

# 漆紙文書に関する基礎的研究

平川 南

- 一 はじめに
- 二 漆桶と「ふた紙」
  - 1 一紙による「ふた紙」
  - 2 現代における漆の「ふた紙」
  - 3 大型の「ふた紙」
- 三 紙継ぎ目と文書内容の検討
  - 1 紙継ぎ目の形状
  - 2 紙継ぎ目と文書内容との関連
- 四 漆紙文書の残存状況と文書の復原
  - 1 漆紙の廃棄形態
  - 2 文字の遺存状況
  - 3 文書の復原
- 五 漆紙文書と遺構
  - 1 漆紙文書と遺構年代—既報告例より—
  - 2 文書の保存
  - 3 漆塗作業と反故紙の利用
  - 4 漆紙文書と木簡—下野国府跡の事例—
- 六 今後の課題

## 一 はじめに

漆紙文書が一九七八年に宮城県多賀城跡ではじめて発見されてから、まだ六年しか経っていない。その発見というのは皮製品のようにみえた遺物が漆塗り作業の過程で用いられる漆桶やパレット用の土器に入れた漆液の「ふた紙」であることを解明し、一〇〇点近い文書を確認したことを意味している。すなわち、漆が紙に偶然付着したのではなく、漆の状態を良好に保つために紙でふたをしたため、その紙に漆がしみこんで地中で遺存したと考えた。そして、その際に用いられる紙は多くの場合、文書の反故であることから、これらの紙の発見は新たな古代文書の発見に繋がる可能性が大きいとしたのである。また、漆紙文書は漆塗りの作業の過程で漆がしみこんで

残ったのであるから、多賀城跡だけの特殊性によるものではない。したがって、漆紙文書は今後、新たな考古遺物として、全国各地の遺跡から出土する可能性がある」と報告書<sup>(1)</sup>で指摘したのである。予想どおり、その後、東北各地の城柵遺跡をはじめとして全国各地の遺跡（宮都・国府・郡家そして集落跡も含む）から相ついで発見され、現在では二〇遺跡を超えるに至っている。その中でも、常陸国国衙工房跡とされる茨城県鹿の子C遺跡では二八九点と最高の発見例である。それは、内容的にも従来知られていなかった検田帳・兵士自備装束検閲簿・戸口集計文書など重要な文書を数多く含んでいる<sup>(2)</sup>。また、陸奥国府の置かれた多賀城跡と並んで鎮守府の設置された岩手県胆沢城跡では一九八一年以降毎年、漆紙文書が発見され、胆沢城創建当初の貴重な文書や、古文孝経の写本断簡などが確認され、律令国家の辺境支配の具体相が明らかになってきている<sup>(3)</sup>。

このように、現在では、漆紙文書は木簡に劣らない意義をもつことは誰しも異論のないところとなっている。しかも、漆紙文書はあくまでも文書の反故の二次的利用である点から、木簡とは異なり、文書そのものとして取り扱えばよいのである。木簡のようにその記載様式や形態などに関して独自の分析や比較検討を加える必要もない。その点から、漆紙文書はいわば取り扱いやすい資料と一般的には受けとめられている。ところで、鹿の子C遺跡漆紙文書の報

告書の中で、第二章釈文・解説の項では、個々の資料について精緻な考察を加えているにもかかわらず、第一章の序論において、次のような指摘が行われている<sup>(4)</sup>。

漆紙文書を歴史資料としての文書として位置づけたとき、二次的な付着物質である漆を意識的に無視する必要がある。漆の付着する以前の原文書の様態を復元するところから文書としての考察ははじまる。漆紙文書の重なりかた、こわれかたといった現状や、漆の付着状況は「フタ紙」というものとしての使用法や放棄状態できまってくるのであって、文書としての漆紙文書とは関係しない。

以上の指摘のうち、漆紙文書は文書そのものとして扱えばよいことは当然ではあるが、ここで、あえて、漆紙文書から漆という要素を切り離すことを強調する必要があるであろうか。さきに指摘したように、木簡に比して、漆紙文書は逸早く、文書だけに着目し、漆紙文書そのものの様態なども、そのものの詳細な分析が軽視される傾向にあるだけに右のような見解は余計に気がかりである。筆者自身担当した漆紙文書も、その調査報告書においては、ほとんど文書内容の検討に止まっている。

このような最近の傾向に対する反省の意味も含めて、漆紙文書について、改めて「もの」意識を強めて、漆紙文書を詳細に観察する

ことにより、記載された文字以上のことを読みとることができないかという点に主眼を置き、問い直してみたい。また、漆紙文書はあくまでも出土資料である点に立脚し、遺構との関連性を明らかにする必要がある。そのためには、文書の二次的利用という条件も含めて、どのような手続にしたがい、検討を加えれば、有効な資料として活用しうるかなど、漆紙文書に関する基礎的な分析を試みてみたい。<sup>(5)</sup>


## 二 漆桶と“ふた紙”

### 1 一紙による“ふた紙”

漆紙は漆の力により遺存したとはいえ、非常にこわれやすく、ほぼ完全な形で出土する例は稀有である。比較的残存状況の良好なものでは、ほぼ円形かそれを二つに折りたたんだ半円形を呈する例が多いのは周知のとおりである。漆紙の形状は、本来、通常の四角い紙を“ふた紙”として用いているにもかかわらず、円形を呈しているのである。これは、曲物の径をはみ出た部分は漆液が十分に浸透していないために、漆の保護をうけることなく地中で腐蝕され失われたためであろう。

次に、胆沢城漆紙文書を例にとってみてみよう。

#### 〔例1〕 第三号文書（昭和五十六年度発掘調査概報）（図2）

三号文書は漆液を入れた曲物容器の形が良好に残されている。ほぼ円形で、断面形を極端に表現すれば、となる。漆付着面の周縁部には漆液が比較的厚く付着しているのに対して、中央部は漆液に直接触れた形跡はなく、ただ浸み込んで、紙を硬化した程度である。現状では、漆紙の最大径は一六・五cmを測り、曲物の推定径は約一三cmと考えられる。漆液に接しない面にも漆液がしみ出た状態となったとみえて、投棄された際に、土砂のような異物が付着し、文字を覆ってしまったために、文字が不鮮明となっている。そして、曲物の径を超えた周辺部は漆液がしみ出ていなかったために、異物の付着を免がれ、文字が赤外線テレビの画面を通してきわめて鮮明に見えるのである。

#### 〔例2〕 第一八号文書（昭和五八年度発掘調査概報）（図1）

二つ折りにされた紙片で、漆液の付着した面を内側にして折りたたんでいる。現状では、半円形である。二つ折りの紙片を広げると、おおよそ、縦二七・五cm、横三一・五cmで、内容上から推しても、ほぼ原状の一紙に相当すると考えられる。特に紙の上端の一部は原状をとどめている。

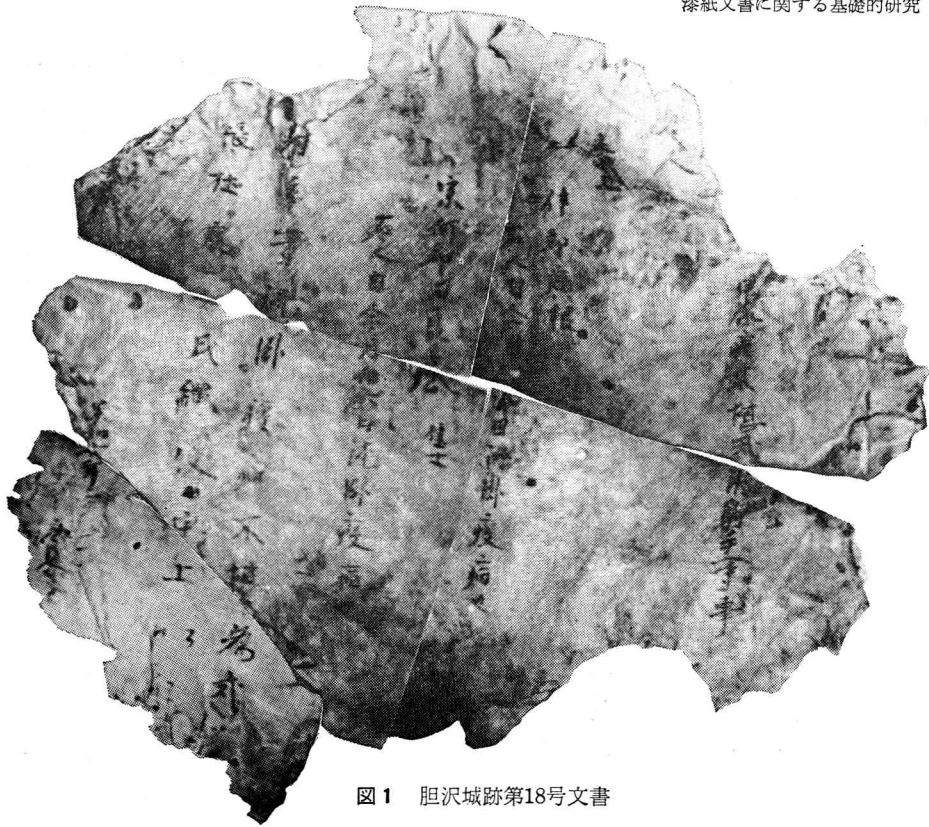


図1 胆沢城跡第18号文書

## 2 現代における漆の“ふた紙”

現在でも、柿渋を塗った和紙を湿して漆液の表面に密着させ、漆の硬化・乾燥をおさえ、さらに漆液に塵などが入るのを防ぐために“ふた紙”を用いているのである。また、漆を漉すためにも紙が利用されているのである。

そこで、多賀城漆紙文書の調査の際にも、大きな御助力をいただいた宮城県玉造郡鳴子町在住の漆の研究家沢口滋氏の工房を筆者が訪ね、漆の“ふた紙”および紙による漆漉しの場面等を実見させていただいた。その作業工程を次に写真で紹介しておきたい。

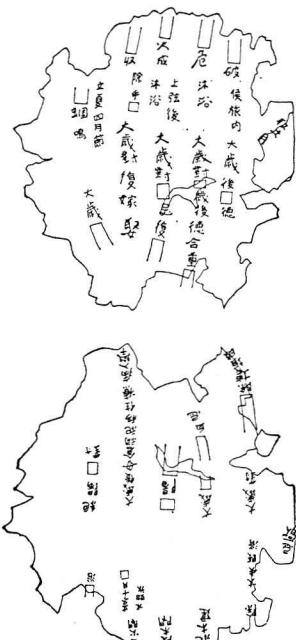
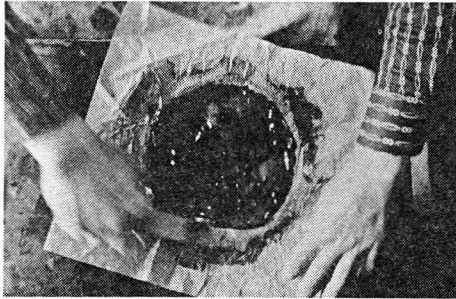
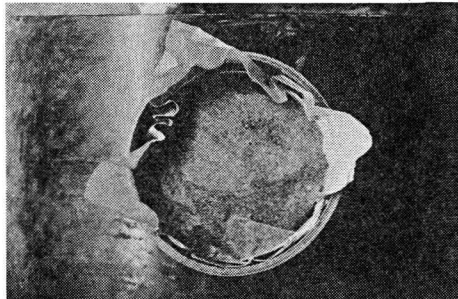


図2 胆沢城跡第3号文書概略図  
(『昭和56年度発掘調査概報』より)

二 漆桶と「ふた紙」



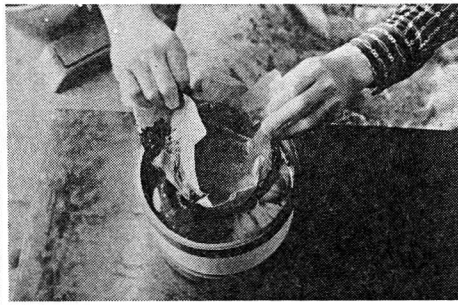
(d) 「ふた紙」に付着した漆をヘラで掻き取る



(a) 「ふた紙」と漆桶



(e) 掻き取った漆を漆桶に戻す



(b) 「ふた紙」をつまみ上げる

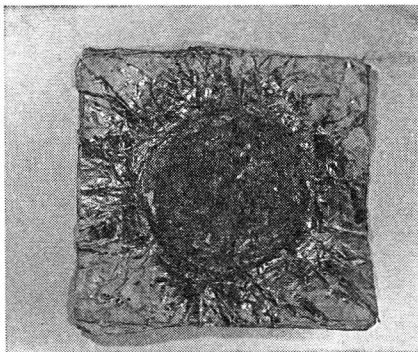
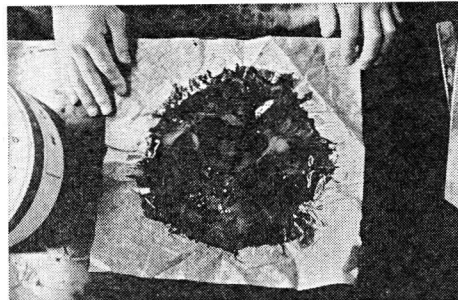
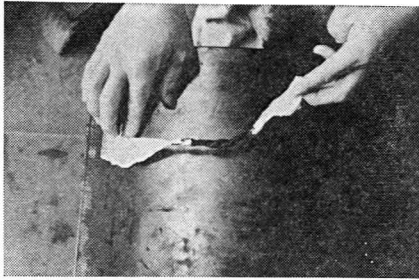


図4 「ふた紙」(1)



(c) 漆が付着した「ふた紙」

イ、「ふた紙」とその作業工程（一九八四年五月二八日実見）（図3）



(a) 漆液を紙につつま込む

ロ、紙による漆漉し工程(図6)

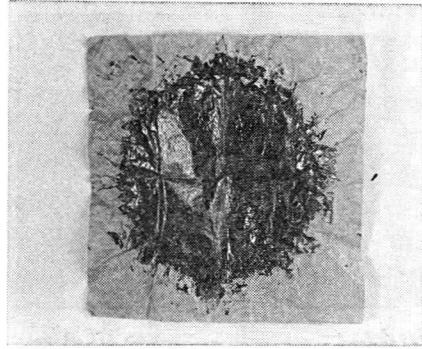
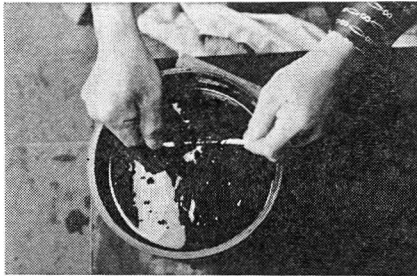


図5 ふた紙(2)



(b) 紙を徐徐に絞りながら漉した漆液を桶に戻す

### 3 大型の“ふた紙”

漆紙文書の中には、径が三〇cmを超える大型の“ふた紙”も存在する。この場合は、当然、一紙では不足を生ずるのである。すなわち、当時の料紙は通常紙高一尺(約二九・七五cm)しかなく、漆の容器が一尺を超える場合、前掲の現代の漆塗の例でもわかるように、“ふた紙”は容器の径の倍近い数値を必要とするのである。したがって、“ふた紙”の紙高が不足した場合は、別の紙で補わなければならぬ。一方、紙幅は通常の料紙で、二尺ほどであるから、“ふた紙”として十分にことたりののである(ただし、後にあげるような請求文書等の解文は切断して使用するので、紙幅も不足する場合が生ずる)。各地で出土する大型の“ふた紙”を詳細に観察すると、必ず紙高の不足分を別紙で継ぎ足している。その場合、補った文書の方向は、本紙に対して平行か直行するかのいずれかである。それは径の不足を補ったとしても、紙全体の形状は“ふた紙”の機能を果たすためには方形でなければならぬからである。次に実例を二、三あげておきたい。

〔例1〕胆沢城跡・第二六号文書(昭和五八年度発掘調査概報)  
(図7・上)

二つ折りの状態で廃棄されたもので、全体の形は広げると、下半



図7 上：胆沢城跡第26号文書実測図  
 (『昭和58年度発掘調査概報』より)

下：右：胆沢城跡第10号文書継ぎ目部分  
 左：多賀城跡第12号文書継ぎ目部分

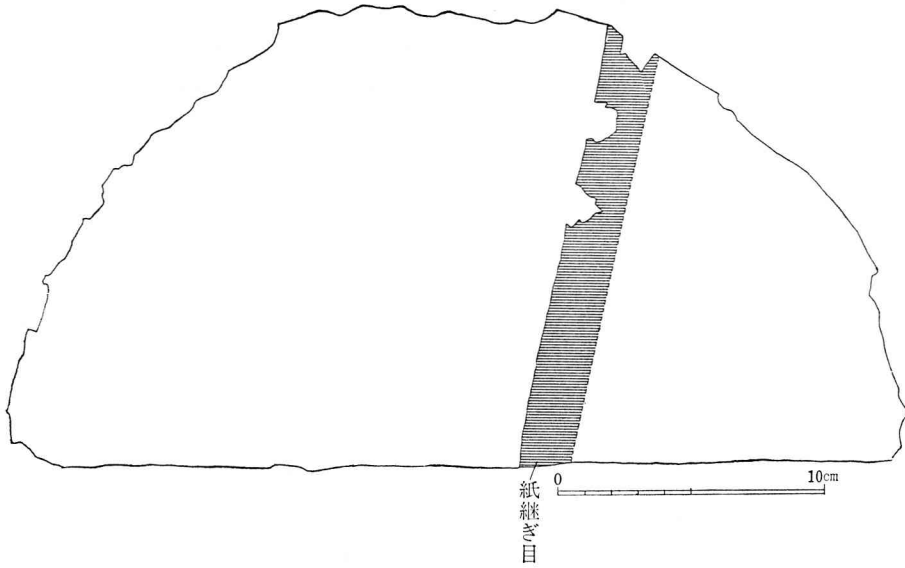


図8 鹿の子C遺跡第27号文書実測図

部の欠損が目立つものの、本来の「ふた紙」の円形に残存する状況をよく伝えている。漆容器の推定径は約三二cmあり、径の不足分を本紙を上として、もう一紙で補っているが、補った一紙は文書の行の並びから見ると、本紙に対して直交する形となっている。

本断簡は「古文孝経孔子伝」の写本断簡で、全二十二章中、十章五・庶人章六・孝平章七・三才章八の四章分にあたる。本紙は庶人章六と孝平章七を主とし、十章五のわずかな数字と、三才章のはじめの部分を含んでいる。それに対して、補った一紙は本紙の三才章の数行のちの部分である(図32・33参照)。したがって、本紙の欠

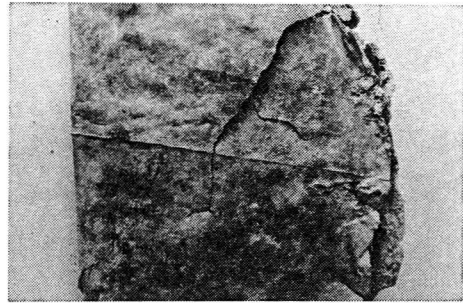


図9 鹿の子C遺跡第27号文書継ぎ目部分(1)



図10 鹿の子C遺跡第27号文書継ぎ目部分(2)  
(1)(2)は折りたたんだ紙の両面を示す。



損部分を補って考えるならば、本紙と補った一紙とは欠行なく連続するものと判断できる。

〔例2〕 胆沢城跡・第一〇号文書（昭和五八年度発掘調査概報）

〔図7・下〕

二つ折りの状態で廃棄されたもので、広げると右上が欠損しているが、「ふた紙」の円型に遺存する状況を残している。「ふた紙」は二紙からなり、補った一紙は第二六号文書と同様に本紙に対して直交する形となっている。漆容器の推定径は約二五cmである。

本断簡は嘉祥元年具注曆で、本紙は二月一八日から二九日までと三月の月初部分にあたり、補った一紙は二月の一日・二日・三日・四日・五日の二日分である。二紙は第二六号文書と同様に本紙を上として貼り継がれていることから、二紙の継ぎ目部分で隠れた部分とわずかな欠損を考慮しても、両紙はやはり連続するものと判断できよう。

〔例3〕 鹿の子C遺跡・第二七号文書（図8・9・10）

本文書についての報告書の記述を要約すれば、次のようである。文書表面を外側にした二つ折状態のまま完形で出土した。展開すれば直径約三四cmほどの完円形に復原できる。本文書には現状で上下四段にわたり田地の坪付が記されているが、その第二段目と第三段目との間に紙継ぎ目があり、下段の紙片を上にして二紙が貼り継がれている（以下、上段の紙片をA、下段の紙片をBとする）。A

紙の下部の文字がB紙の下に隠れていること、両紙の各行が対応しないことから、A・B二紙の接続状態は本来的なものではなく、おそらく三五cm余という大口径の容器の「ふた紙」に用いるために一通の文書を切断し、本来前後に位置する二紙を上下に貼り継いだものであろう。その際A・B二紙の紙幅合計は約七〇cmとなるが、その間に紙継ぎ目は存在せず、これを一紙の紙幅とみては長過ぎるので、両者は直ちに前後に接続するものではないようである。B紙の天部にほとんど余白のないのは文書作成後のある時期に天地が少し裁断されたものであろうとしている。

非常に詳細な観察を加えられ、大筋では首肯できるが、二点ほど疑問な箇所が見受けられる。

まず、第一はA・B二紙の紙幅合計が約七〇cmで、その間に紙継ぎ目がないことから、一紙の紙幅とみては長過ぎるので、両者は直ちに前後に接続しないとした点である。

前掲の現代漆工人使用の「ふた紙」（p516）図4の場合、漆桶の径が二五cmに対して紙幅は四五〜四九cmあり、約一・八〜二・〇倍を要する。図5の場合、漆桶の径が二〇cmに対して、紙幅三二cmで、やはり一・六倍である。これは、漆液を徐々に使用するにしたがい、「ふた紙」を順次落し込む必要があるが、その他、取扱い上も余裕を十分にとる必要があったものと考えられ、古代の漆作業で

もほぼ同様であったと推測される。したがって、鹿の子C遺跡・第二七号文書の場合、現状で上・下二紙に紙継ぎ目が確認できなくとも、欠損部のA紙の左・右およびB紙の右部分に紙継ぎ目が存在した可能性があるのである。したがって、A紙とB紙が連続する可能性は残されているのである。

もう一つは、A・B両紙とも天地を裁断したとしている点である。A紙の上部およびB紙の下部は前述したように欠損部にあたることで理解できるであろう。B紙の天部にほとんど余白がない点から裁断されたとしているが、現存の正倉院文書でも、戸籍・計帳などの基本的帳簿類はほぼ一・八cm(六分)の余白をもうけ、天界を引いているが、写経所関係の通常文書では天の余白はほとんどなく、書き出しているものが数多く見られる。本検田帳断簡も合点・書体等から実務的帳簿と考えられ、また、紙背利用の際に天地裁断の例を聞かないだけに、B紙は原状を伝え、天の余白をほとんどとらずに記載したものと解すべきであろう。漆の「ふた紙」に両紙を貼り継ぐ際に、上紙の上部を切断した例は後に掲げる多賀城跡第一二号文書のように、明らかに文書の途中から上部を切断し、しかも、その切断の方法は刀子等の利器を使用せずに破りつつたものであるのである。

以上のように、漆の容器が一尺を超えるような場合、通常の紙幅

はともかく、紙高が不足するので、もう一紙を天又は地の部分に補う必要が生ずるのである。その二紙は、これまでの遺存例を見るかぎりでは同一文書で、しかも連続する可能性が強いのである。

### 三 紙継ぎ目と文書内容の検討

#### 1 紙継ぎ目の形状

漆紙文書を詳細に観察すると、紙の継ぎ目を確認することができ、その継ぎ目は、三種類に分けられる。

- ① 文書の行に平行して、約〇・二cmほどの継ぎ目がある。
- ② 文書の書き出しの前行部分または文書の末尾の後行部分に幅約一cmほどの継ぎ目がある。
- ③ 文書の行と平行又は直行し、上紙が下紙の行をおおう場合も多く、継ぎ目も約二cmほどで、貼り継いだ紙端は種々の切断面を遺している。

〔①の例1〕多賀城跡・第一〇二号文書(図11)

・ 此治城

・ (漆面)

.....(紙継ぎ目)

□ 撰點  
(勢之)  
 □ 朝臣 □ □ □  
(自署)

漆面の文字は楷書体であるのに対して、「此治城」は草書体で、しかも紙継ぎ目に斜行し、漆面の文書に比して、やや大きな文字で書かれている。「撰點」「朝臣」が一方では左文字に、漆面では正字で明確に読みとることができることから、一紙の表裏に書かれたものと判断できる。この場合、一応、紙の継ぎ目に平行で、楷書体の「撰點」「朝臣」の方を表文書とし、「此治城」を紙背文書として間違いないであろう。この紙継ぎ目は幅〇・二cmである。

〔④の例2〕 鹿の子C遺跡・第六六・六七号文書(図12・13)

現状では多くの破片に分かれているが、それらを接合・配列して直径約二二〜三cmの円形に復元することができる。本紙片には、表に戸籍、紙背に延暦九(七九〇)年の具注暦、さらに両面に習書が施されており、そのため表裏四種類の文字が重なり合って判読困難な状態にある。

報告書には記述はないが、筆者が実見した結果、右端から約六cmほどの位置に紙継ぎ目が確認できた。この紙継ぎ目は多賀城跡第一〇二号文書ほど明瞭には紙の重なるの幅を認めたいが、表文書は作成後改変をうけた形跡もなく、文書の行に平行し、しかも文書中

に位置するなどの点から判断して、多賀城跡・第一〇二号文書と共通する性格を有するであろう。

〔⑤の例〕 多賀城跡・第一号文書(図14)

漆の付着が少なく、ゆがみを生じている。内容は解文の一部分で、軍毅の公粮請求文書と考えられる。この文書は「寶龜十一年九月廿」の年紀を有していることから、おそらく、後に触れる第二・三・四・二四号文書などと一連の文書で、接続していた可能性もある。文書下端部の裏側に漆が厚く付着し、表面に円弧状の凹みを生じているのは、図15の現代工人の用いる竹の輪でふた紙を押えた時の痕跡と同じであろう(図16も同様の例)。そして、文書の末尾の空白部分に幅約1cmの紙の重なりを明瞭に確認できる。

以上から、

①は、文書の行に平行し、しかも文書中に位置し、継ぎ目も三者のうちで、最も丁寧で、幅〇・二cmであることから、現存の正倉院文書等を参照すれば、文書作成時の経師による紙継ぎであると判断できる。

②は、すでに前章で取り上げたとおり、漆のふた紙の径の不足を補う措置として理解できる。

したがって、④の例は省略するが、次にむしろ、⑤と⑥の紙継ぎ痕跡が一つの資料中に認められる絶好の資料を二例取り上げて、⑤

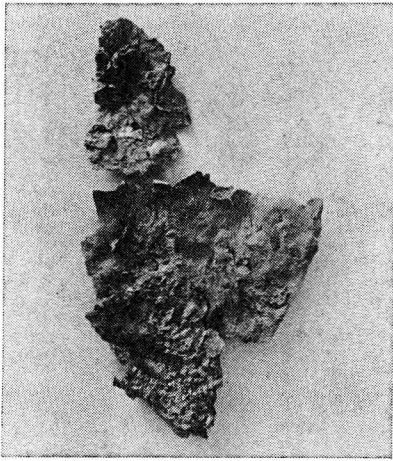


図12 鹿の子C遺跡第66・67号文書継ぎ目部分

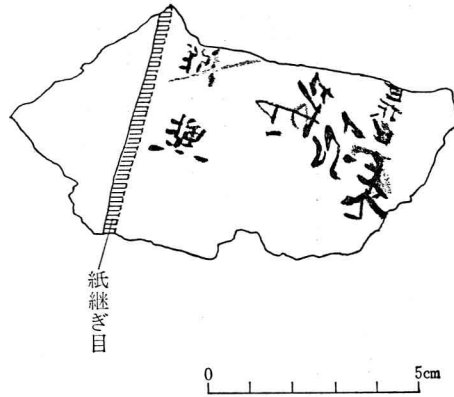


図11 多賀城跡第102号文書継ぎ目部分



図13 鹿の子C遺跡第66・67号文書実測図(『鹿の子C遺跡』註(2)の原図に紙継ぎ目部分を加筆)

三 紙継ぎ目と文書内容の検討



図14 多賀城跡第1号文書実測図

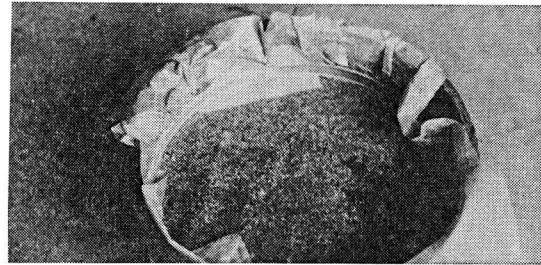


図15 竹の輪を用いてふた紙を押える(沢口氏工房)

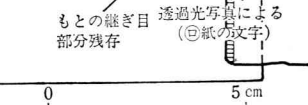


図17 正倉院文書(出雲国計会帳)の紙継ぎ

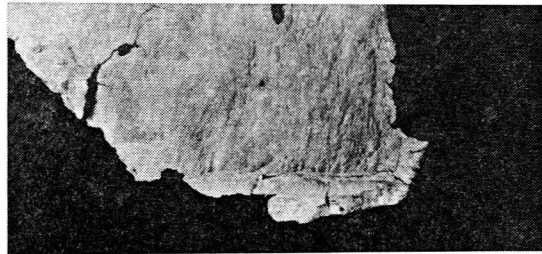


図16 多賀城跡第12号文書部分

の性格を明らかにしたい。この資料の検討には内容が深く関わってくるので、それぞれの釈文を紹介しておきたい。

〔㊸と㊹の例1〕 多賀城跡・第二・三・四・二四号文書 (図18・19)

第二号文書

者□使□郡運送□  
 〔穀カ〕  
 □穀郡宜承知始来□  
 者謹依符旨□□  
 〔差カ〕

〔折れ目〕

寶龜十一年九月十七日

□磐城臣千□  
 〔自署〕  
 主政外□

擬主政□

第三号文書 (図21・上)

□郡司解 申進上兵馬馬子粮米事  
 馬子八人部領一人合□  
 □斛貳斗貳升  
 〔起カ〕  
 □九月九日迄□  
 〔廿カ〕  
 □九日□  
 □長大伴部廣椅

寶龜十一年□  
 〔自署〕  
 □□□□  
 〔田カ〕

第四号文書 (図21・下)

□鳥麻□□解  
 〔以カ〕

寶□

大領外正六位上勲十等文部□  
 〔自署〕  
 龍麻呂□

□部病

〔別筆〕  
 □同月□

第二四号文書

□解 申請粮穀事  
 □斛二斗 □九月十日  
 □□□□  
 〔代カ〕  
 □火□

以上の四点の文書が貼り継がれているが、詳細に観察すると、その紙継ぎ目の状態はすべて同じではない。ふた紙全体は片側だけを半分ほど折り込んだ形で投棄されたと思われる。この四紙は現状で展開しただけでも、約三六×四〇cmほどの大きさになる。これは前

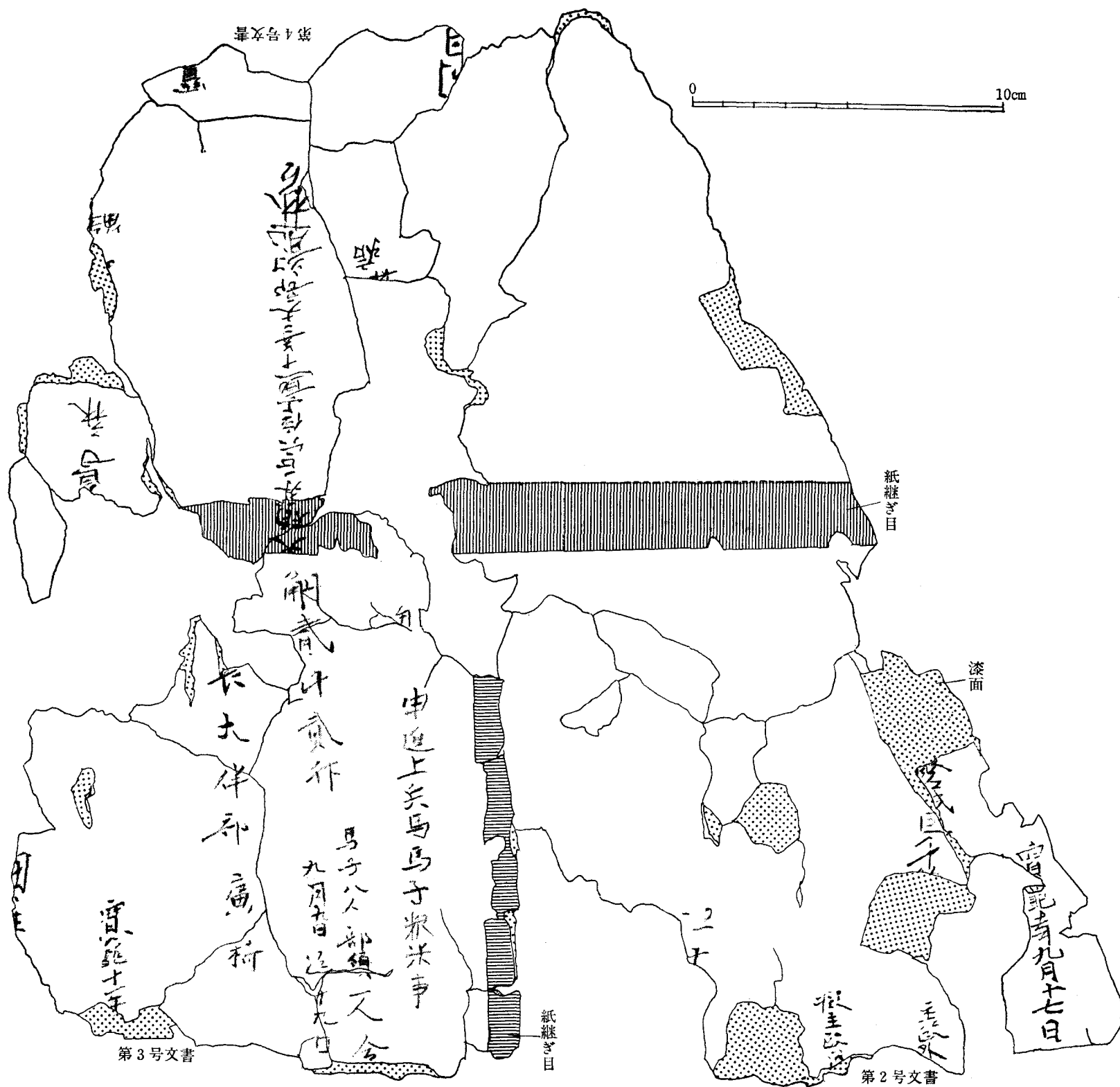


図18 多賀城跡第2・3・4・24号文書実測図(その1)

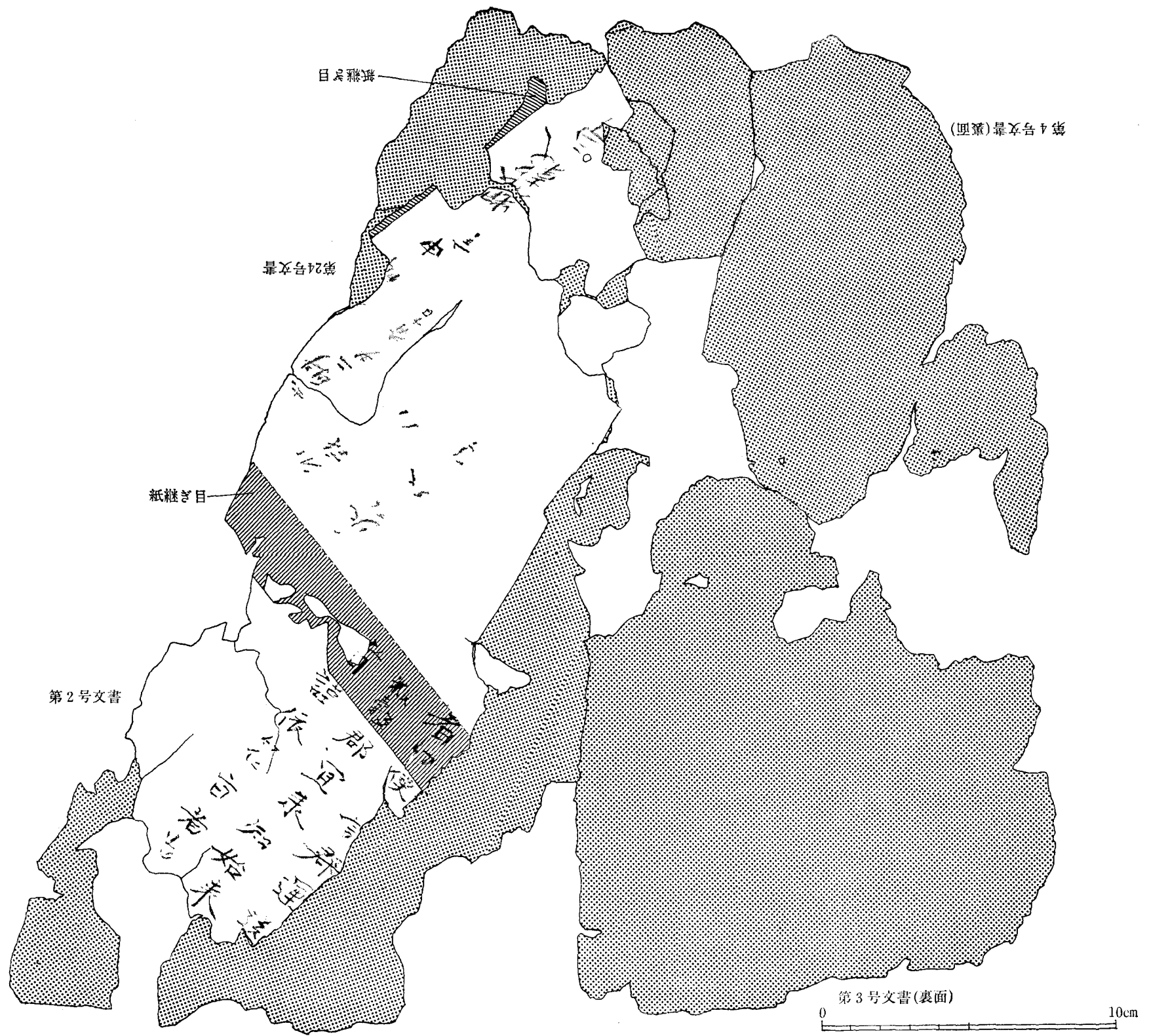


図19 多賀城跡第2・3・4・24号文書実測図(その2)



述したように、漆のふた紙として、一紙以上の大きさを必要としたので、文書数通を継いだと判断できる。ふた紙のための継ぎ目は現状のほぼ中ほどの幅2cmほどの紙の重なりである。すなわち、第二号・第三号文書の上に第四号・第二四号文書を貼り継いだ形となっている。文書からいえば、逆方向に継がれているのである。

次に第二号文書と第三号文書に眼を転ずるならば、両紙は第二号文書を上にして、幅約1cmの重なりをもって貼り継がれているのである。同様に第四号文書と第二四号文書の場合も、第二四号文書の事書の右側で紙の重なりを確認できるが、ちょうど折り目の部分で欠損しているために重なるの幅を正確には知りえない。しかし、第四号文書を上にして、きちんと貼り継がれていることは間違いない。

〔④と⑤の例2〕 多賀城跡・第一号・一二号・二三号文書〔図

19・20)

第一号文書



(折れ目).....(折れ目)

(下紙) □部 □

□年廿四  
正丁  
□五百木部山 □年廿八  
正丁  
□戸口宗何部真繩年廿三  
正丁

(別紙)

□友年十六 左手  
同驛家 □

(上紙) □麻呂

第二号文書

□(所カ) 解 申請粮事

□物 □人

□(四カ) 人

寶龜十一年 □月 □日

第三号文書

□朝臣「真身」

三紙のうち、第一号文書は二紙からなり、第二・二三号文書の

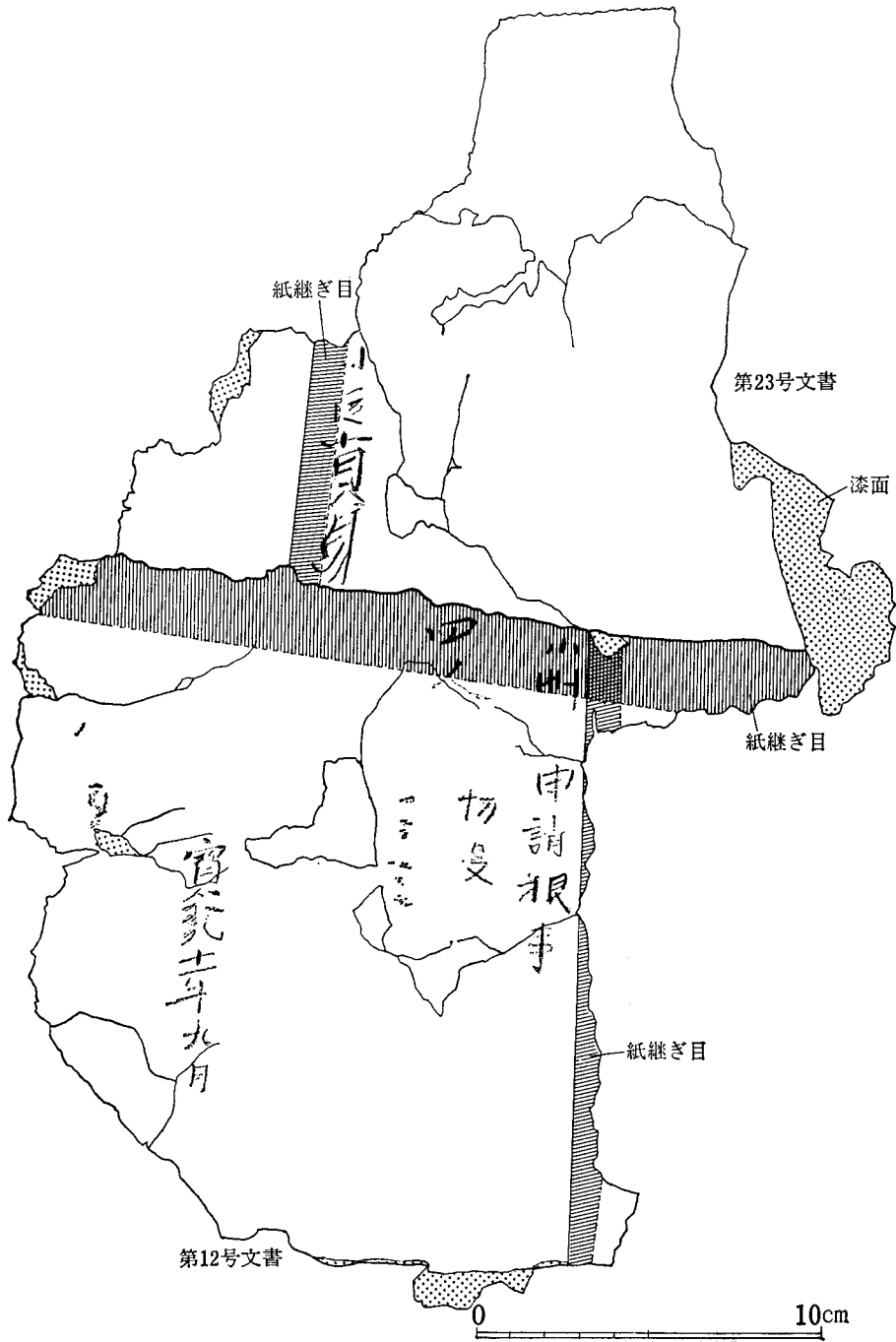


図19 多賀城跡第11・12・23号文書実測図

### 三 紙継ぎ目と文書内容の検討

漆面に付着した状態のもので、当面の継ぎ目の問題では除外して  
きたい。

現状では、長径約三八cm、短径約二六cmであるが、長径は第一一  
号文書他の付着によるもので、漆面における漆の付着状況はやはり  
円型を呈しており、それから得られる推定径は約三三～四cm程度

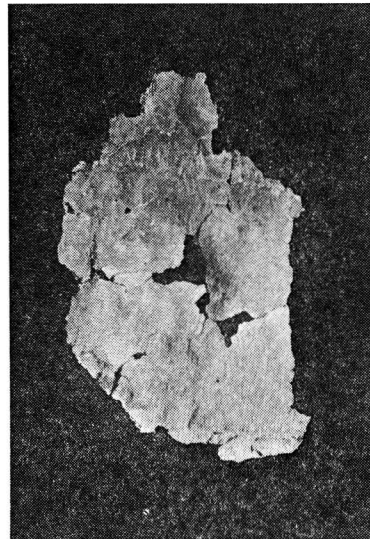
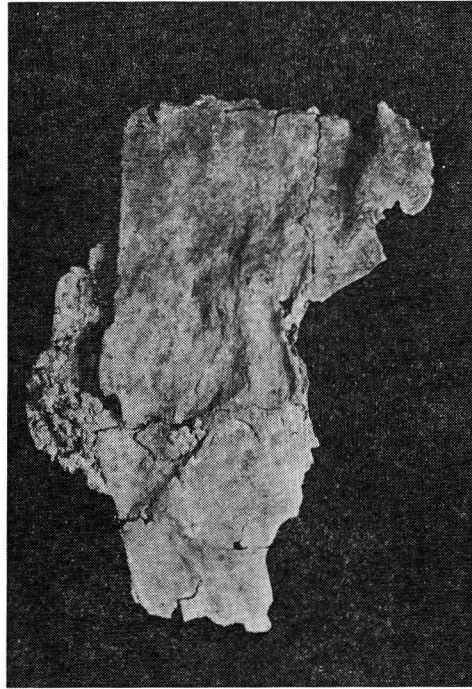


図20 上：多賀城跡第11号文書  
下：多賀城跡第12号文書

で、前掲の鹿の子C遺跡第二七号文書・胆沢城跡第四〇号文書等に  
近い数値を示している。このふた紙のための紙継ぎは第一二号文書  
+別紙を上にして、第二三号文書+別紙の合わせて四紙から成り立  
っている。第一二号文書は文書の途中から切断されているが、その  
切断の方法は刀子等の利器を使用せずに破りつつか、折り目をつ

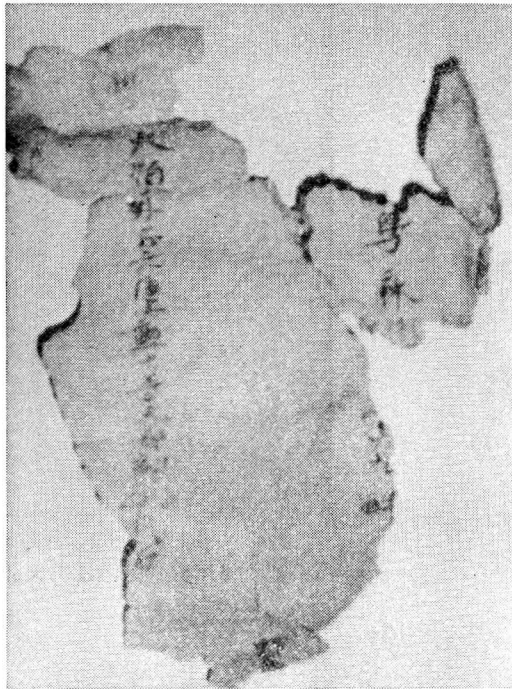
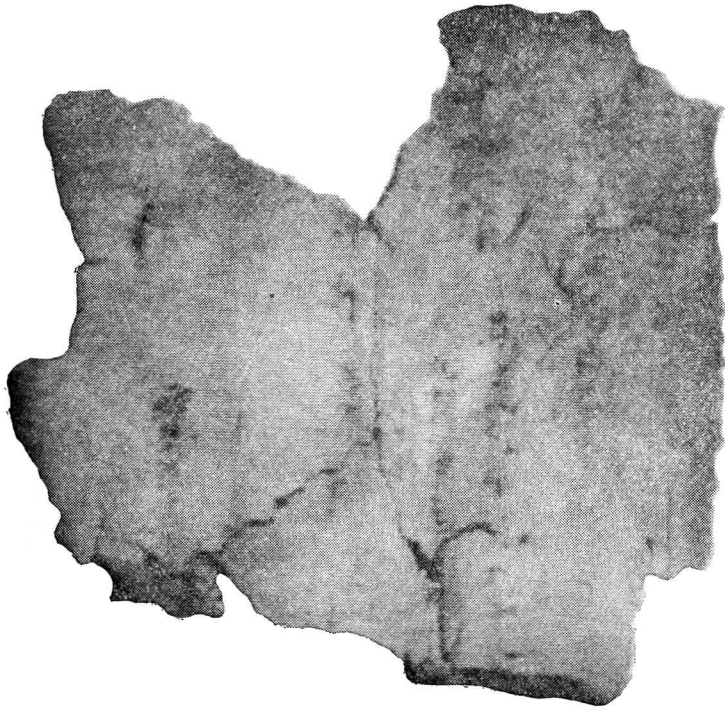


図21 上：多賀城跡第3号文書（赤外線テレビ写真）  
下：多賀城跡第4号文書（赤外線テレビ写真）

けた状態から裂いたような形状を残している。

一方、第一二号文書の解文の事書と平行して右側に幅1cmの紙の重なりが認められる。右紙を上としている点は前述の諸例と同様である。第三号文書は別紙の上のせて貼り継いでいる。文書全体に墨痕の残りが悪く、「真身」の自署部分しか文字は確認できないが、継ぎ目は自署の左に接するような位置で認められる。

以上の多賀城跡の二例のうち、㉑に該当するものは漆のふた紙利用の際の紙継ぎとみなして間違いない。問題は四ヶ所で認められた㉒の紙継ぎである。四ヶ所の状態を整理すると、次の点が共通している。

(1) 継ぎ目は文書の行にきちんと平行に、しかも冒頭の事書の右側または末尾の署名部分の左側に接するように位置している。

(2) 継ぎ目の重なるの幅は約1cmである。

紙継ぎ目の幅からいえば、㉑の約0・2cm幅のものと、㉒の約2cm幅の中間的なものである。その点、㉒の継ぎ目の性格を決定づけるのは(1)の文書内容との関連であろう。

(1)の状況から、一通ごとの文書を連結していることが明白である。そして、第二号文書以下の宝亀一一年の解文類はいずれも紙背文書がないだけに、原状をそのまま伝えていると考えられる。それは、文書作成前の所作ではなく、作成された文書を連結させたもの

と考えるべきである。

## 2 紙継ぎと文書内容との関連

文書の連結作業は諸官庁での文書整理の際に行われたことは、正倉院文書ですでに明らかである。例えば、後一切経の書写に關係する筆墨申請解案については、比較的書式・内容ともまとまりの文書群で、すでに東野治之氏によって天平一八年八月一六日以降の分の「筆帳」の復原が試みられている。その中で、東野治之氏の次のような指摘は本稿に密接な関連を有するので、ここに引用しておく<sup>(8)</sup>。

「筆帳」の原形をうかがう手がかりになるのは統々修三四帙二卷である。この巻は、天平廿年四月廿一日付の筆墨申請解を筆頭に、以下天平十八年八月十八日に至る計十八通を貼り継いだもので、巻尾に「筆帳」の墨書をもつ題籤付きの軸が付けられている。この帳簿は、次にあげるような点からみて、軸のある左端を巻首として、普通とは逆に右側に巻きこんでいく卷子であったと考えられる。即ちこの卷子に連結された筆墨申請解は、一部白紙を挿入して貼り継いだ箇所を除くと、例外なく右側の紙が上になるよう貼られており、当初の継ぎ方が保たれていると考えられるが、文書の日付は軸付きの方から順に新しいものとなっている。

これは最初に軸付きの一紙があり、時がたつにつれて順次新しい案文がその右側に貼り継がれていったことを物語る。従ってこの巻子は、全体として奈良時代における解案保存のありさまをよく伝えているといえるが、その途中にはなお何通かの解案の欠落が予想されるところがある。

この筆墨申請解案の保存の仕方は、多賀城跡の先の漆紙文書の状態と多くの共通点を有していると考えられる。まず、第一には、紙の貼り継ぎは多賀城の例も右側の紙が上になっている。また、文書内容に着目すると、非常に興味深い事実が存することに気が付くのである。

多賀城跡第二・三・四・二四号文書はいずれもあいにく解の差出部分または年紀などを欠く断簡であるが、次のような理由からある程度推測可能である。

第二号文書は差出部分を欠くが、郡司の署名から磐城郡司解文とみて間違いない。第三号文書は年紀については、宝龜一（七八〇）年のみだが、本文中に「起九月九日迄出九日」と、おそらく公粮請求の日数が記されていることから、やはり、第二号同様、宝龜一一年九月頃の文書と考えられる。第四号文書は年紀は「寶□」のみであるが、宝龜と判断できる。第二四号文書は解の事書と本文の一部しか残存しないが、本文中に「□九月十日」の記載がある。

以上から、四通の文書のうち、二通は確実に宝龜一一年九月のものであり、残りの二通も、「寶□」と「□九月十日」の記載から、反故紙の漆のふた紙利用を考慮に入れれば、ほぼ同じ頃の文書ではないかという推測も十分に成り立ちうるであろう。しかし、その点をより確実なものにするのが、前述の文書整理の際の連貼行為とみなす考え方である。

第二号……宝龜十一年九月十七日付磐城郡司解文

第三号……宝龜十一年九月某日付某郡司解文

第四号……宝龜某年付某郡司解文

第二四号……某年（九月）付某解文

まず、第二号と第三号は紙継ぎ幅約1cmで、第二号を上として貼り継いでおり、ともに宝龜一一年九月付の郡司解文である。第三号の文書作成の月日はその内容からある程度推測は可能である。すなわち、第三号と同様の公粮請求文書二例を参考までにあげると、

第一号

〔<sup>月</sup>〇〕九日盡〔<sup>八</sup>〇〕月十日合十箇

寶龜十一年九月廿

行方團□毅上毛野朝

第五号

「斛三斗」

書生二人 膳部

「廿一日盡廿九日合九箇日粮」

天應元年五月十八日書生

厨

とあり、請求期間の直前または直後の日をもって文書が発せられている。したがって、第三号文書の請求期間「起九月九日迄」九日」から判断して、本文書の日付は九月九日より二、三日前または二十日より二、三日後と推測できる。そして、紙継ぎ目の存在から、これらの解文が先の正倉院文書と同様に解文の整理を目的とする連貼と判断するならば、第二号文書（宝龜一一年九月一七日付）を上として貼り継いでいることから、第三号文書は九月上旬に発せられたものかもしれない。一方、漆のふた紙として貼り継がれた第四号と第二号文書も同様に連貼され、しかも、前述のように、ふた紙の二紙以上の貼り継ぎは連続した内容の文書である事実から考えて、第四号・第二号両文書は本来第二号・第三号文書の右または左に連貼されていたのであろう。したがって、第二号文書の本文中にみえる「□九月十日」が明らかに宝龜一一年のものであり、同様に第四号文書も、「寶」のみの年紀の記載であるが、本文書が

宝龜一一年九月頃のものであると類推できるのである。

多賀城跡第一一・一二・二三号文書についても、全く同様のことがいえるのである。第一二号文書の「寶龜十一年□月□日」の年紀から、漆面に付着している第一一号はともかく、第二三号文書は自署のみではあるが、宝龜一一年九月頃のものである可能性が考えられるのである。また、この三通の文書は第二号以下の四通の文書と同一遺構の出土であり、ほぼ同様の年紀をもつ解文であることから、本来、同一の卷子仕立ての解文として収められていたものではないだろうか。<sup>(9)</sup>

結局、漆紙文書の三種類の継ぎ目は簡単にまとめるならば、次のようである。

- ① 文書の行に平行して、幅約〇・二cmほどの丁寧な継ぎ目は本来の文書作成時の経師による紙継ぎである。
- ② 文書と文書の間認められる幅約一cmの継ぎ目は官衙における文書整理・保存のために解文等を日付を追って連貼した際のものである。
- ③ 継がれた文書のあり方は平行・逆方向あるいは直行など多様で、継ぎ目の幅も約二cmで最も粗雑な継ぎ方を示す。これは漆のふた紙が一通の文書で覆いきれない場合、別紙を継ぎ足したものである。

したがって、これらの点に着目すれば、漆紙文書がたとえ断簡であつても、そこに残された文字以上の内容を推測することが可能となるのである。

例えば、①の場合、文書作成前の継ぎであるから、継ぎ目の左右の文書は同一内容を持ち、基本的帳簿類であれば、継ぎ目裏書を確認できた場合、具体的帳簿名および年紀等が判明することが十分にありうるのである。②の場合は、すでに多賀城跡漆紙文書の例で明らかにしたように、文書の内容や年紀などを欠いた文書でも、紙継ぎ目の存在から一連の文書としてとらえて、それらを類推することが可能なのである。③の場合も、前述したように、本紙と補紙とは内容的に関連というより連続する文書による貼り継ぎの場合が多いだけに、やはり、内容的に相互に補充し合うこともできるのである。

さらに、以上のことから、地方官衙における公文書の整理・保存さらに反故のあり方が次第に明らかになりつつあるのである。地方官衙においても、公文書の整理は中央官司と同様に、内容・書式等に応じた細かな分類を行い、題籤を付し、卷子仕立てとしたと思われる<sup>(10)</sup>。このことは近年、地方官衙跡の発掘調査において、題籤の出土例が増えていることからもある程度裏付けられるのである。

〔例1〕 大宰府学校院跡東辺部（一九八一年）<sup>(11)</sup>

・延長五年 米<sup>■</sup>帳<sup>□</sup> (97) × 32 × 5 ○六一型式

・ <sup>〔下カ〕</sup> 取所<sup>□</sup> 帳<sup>■</sup> 抹消により判読困難なものを示す。

〔例2〕 下野国府跡第一八次調査（政庁西隣地区―一九八二年） S

・ K—〇—三土墳出土<sup>(12)</sup> (82) × 27 × 5 ○六一型式

・ <sup>〔粟カ〕</sup> 文<sup>□</sup> <sup>〔解カ〕</sup> 師寺<sup>□</sup> 月料<sup>×</sup>

・ <sup>〔粟カ〕</sup> 師寺<sup>□</sup> 月料<sup>×</sup>



図22 下野国府跡題籤木簡

〔例3〕 同SK—〇—二七出土

・ <sup>〔下カ〕</sup> 始政日文

・ 始政日文 (33) × (27) × 5 ○六一型式



「二月□□  
□□」  
このうち、例えば、例2の木簡は下野国薬師寺より下野国府あてに上申された月料についての文書を整理した際に付した題籤であろう。<sup>(13)</sup>



図23 正倉院文書・御野国  
戸籍原表紙「廿二張」

以上の点に基づいてさらに考えを推し進めるならば、地方官衙において、官衙直属の漆工人への反故紙の払下げは卷子の形のままに行われた可能性が強い。先にあげた㊸・㊹の事例はすべてそのことを伝えているといえよう。ところで、正倉院文書の中には、卷子を

とどめる御野国山方郡三井田里戸籍や遠江国浜名郡輪租帳のように原表紙にそれぞれ「廿二帳」「八十五帳」といった用紙数を示す書入れがあるものが認められる(図23)。これは反故紙の支給に先だって官文書の紙数を数えた際の書入れと解釈されている。しかし、民部省や中務省から東大寺写経所等に払下げられる際には、卷子の形のままであり、写経所内で実際に写経生等に支給される際には必要に応じてばらばらに切断されたことは東野治之氏の指摘するところである。<sup>(14)</sup>

漆工人に払下げられる反故紙の場合も、上記のような漆紙文書に

みられる継ぎ目㊸・㊹いずれも、卷子の形であることを裏付けていると考えて大過ないのではないか。

#### 四 漆紙文書の残存状況と文書の復原

##### 1 漆紙の廃棄形態

- (1) 漆のふた紙の廃棄の仕方としては、以下のような形態がある。  
(イ) ふた紙をそのままの状態で投棄しているもの

裏面の漆が硬化した状態のまままで投棄され、漆の付着しない部分が地下で腐蝕し、円型に残存したもので、直径には十数cmのものから三〇cmを超える大型のものまでさまざまである。

(例) 胆沢城跡・第三号文書・第四〇号文書(図24)、鹿の子C遺跡・第二七号文書他

その他、漆を中に挟み、二枚を重ねて棄てている例もある(秋田城跡・第二三号文書他)。漆の硬化からいえば、ほぼ同時の作業に使用されたと考えてよい。そのことは一方の文書が年紀を有している場合、年紀のない別紙も文書の性格をもちろん考慮した上で、ほぼ近い年代を与えることが可能である。<sup>15)</sup>



図24 胆沢城跡第40号文書実測図  
(『昭和58年度発掘調査概報より』)

(ロ) 二つ折りの状態のもの

漆紙の投棄の仕方としては最も一般的なもので、漆液を内側にし、て包みこむように折りたたんで、投棄するのである。文字面が外側の場合には原状のまま読みとることができるが、内側の場合には、人為的に切開する必要がある。この場合は、文字が地中での風化を免れ、墨痕の残存はきわめて良好な状態であることが多いのである。

(例) 胆沢城跡・第一八号文書(文字は外側の面にあり)(図25)他

い) 二つ折り以上の複雑な形に折りたたんだ状態のもの

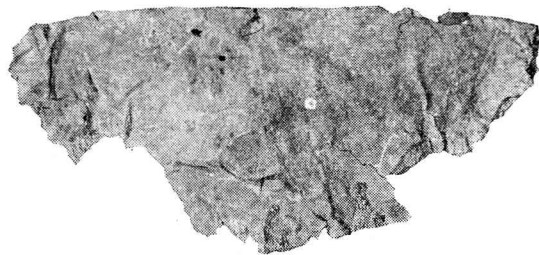


図25 胆沢城跡第18号文書  
(展開したものは図1参照)

四 漆紙文書の残存状況と文書の復元

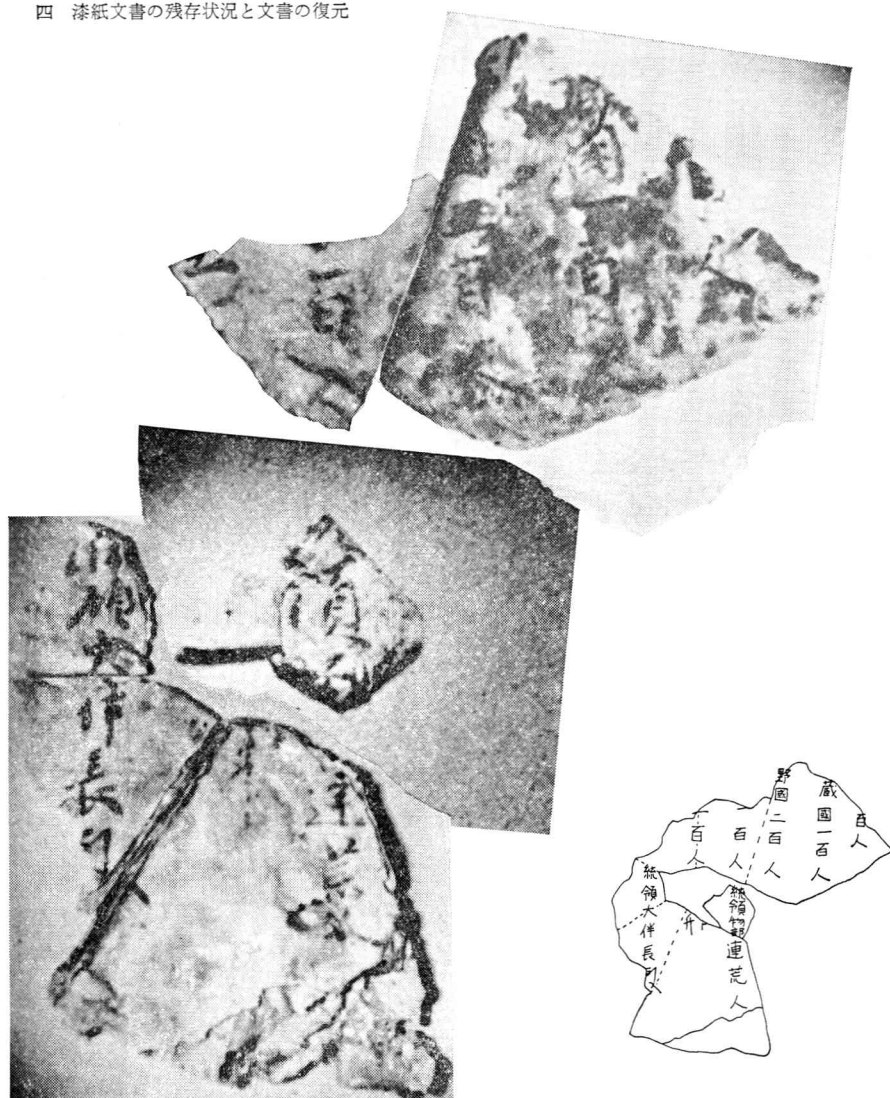


図26 胆沢城跡第1号文書（『昭和56年度発掘調査概報』より）

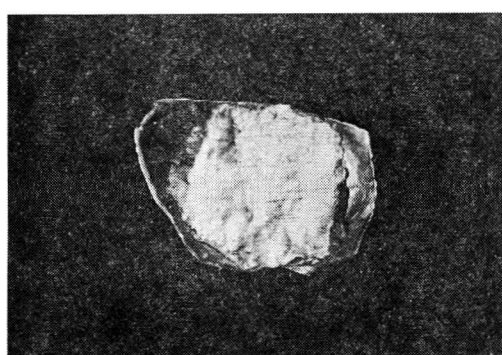


図28 土器に付着した漆紙文書  
（多賀城跡第96号文書）

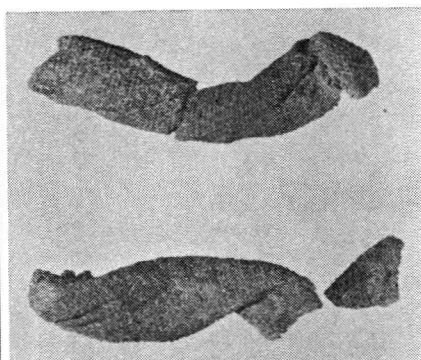


図27 多賀城跡・漆紋り布

この場合は、文字の解読が非常に困難であるし、現段階では非破壊的調査法がないだけに、多少の資料の損傷を前提として、切開作業を行わなければ、文書全体を知ることができないのである。例えば、胆沢城跡・第一号文書は出土当時のままでは、数文字があることは確認できても、文書内容を知る術もなかったが、丁寧に切開し、それらを展開することにより、鎮兵の具体的な出身国および配分を明らかにできた。なお、図26のごとく、展開したものはほぼ原状に復することができるのである。<sup>(16)</sup>

しかし、各地の遺跡において、大多数の資料は時間的な問題と、特に表に文書が見え、なおかつ紙背文書をもつものは一方を一部破損しかねないだけに、手つかずの状態であるのが現状である。

なお、この状態に近いが、よく観察すると、ひねった形で出土している資料がみうけられる。これと同様な状態の布は多賀城跡(図27)・鹿の子C遺跡・平城京左京八条三坊跡<sup>(17)</sup>などで出土し、すでに漆の絞り布であることが判明している。このひねった状態の紙も布と同様、漆に混入している異物などを漉すためのものである。この紙もおそらく文書の反故を使用したであろう。今のところ、出土点数は少ないが、今後の出土例が期待される(図6の現代工人の例を参照)<sup>(18)</sup>。

(二) 土器に付着した漆紙

これは漆塗りの作業として、漆桶から漆をとり分けてパレットと

して使用した土器の中の漆液にふた紙をしたものが、そのまま硬化したため、土器ごと棄てたと考えられる。この出土例は意外に多く、きわめて保存の良いものもあれば、風化のいちじるしいものもあり一定しない。

(例) 保存の良い例 多賀城跡・第九六号文書(図28)他  
保存の悪い例 福島県関和久遺跡・第一号文書<sup>(19)</sup>他

## 2 文字の遺存状況

文字の遺存の仕方としては、ふた紙とする文書の表裏と漆の付着状況によって、おおよそ四ケースが考えられる。

(イ) 文書を表として、裏面に漆が付着している場合で、文字は正字で読みとれる。

この例は最も多い遺存例であるといつてよい。ただし、紙背文書が存在する時、表の文字が鮮明に読みとれる場合には、紙背の文字は滲み出た墨痕をわずかに確認できる程度である。

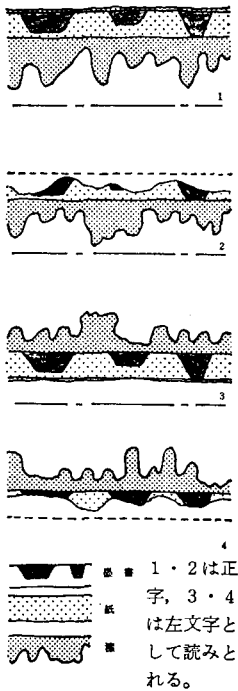


図29 漆付着模式図

(ロ) (イ)と同様の場合で、文字は正字と左文字が同時に読みとれる。

表の文字の画数の一部が失われるくらいに風化した場合は、紙背の文字は左文字として読みとれる状態となる。すなわち、紙の本来の厚さが表から次第に失われることにより、紙背の文字が明確になるのである。

(ハ) (イ)と同様の場合で、紙背文書の左文字のみが読みとれる。

(ロ)の状態がさらに進んだ場合で、表の文字が完全に失われ、紙背の文字のみが遺存するのである。

また、同様に左文字で読みとれる例であるが、ふた紙にする際に、文書の書かれた面を漆液に密着させた場合は次のような作業が必要である。

紙の厚さが原状を維持している時には、文字は滲む程度である。そこで、もう一方の漆の付着しない面に文字のないことを確認した上で、人為的に紙を削り取り、文字を読みとるのである。この場合は文字が最も鮮明に現われるはずである。

(ニ) (イ)、(ロ)、(ハ)のいずれの場合においても、左文字の一部または全く文字が認められないもの。

文字遺存の最も悪いケースは表の文書の存在の有無にかかわらず、紙の厚さがほとんど失われ、漆付着面の文字（左文字）がすでに画数を一部失っているものである。

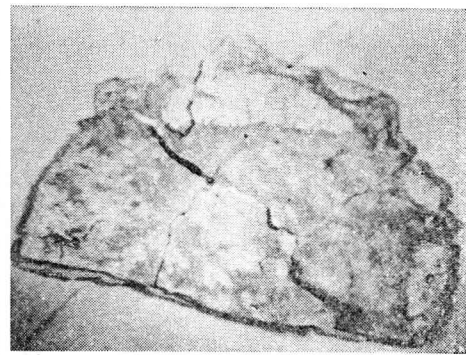


図30 文字を全く確認できない漆紙  
(胆沢城跡)

漆紙はこれまでの各地の遺存例でいえば、大部分は文字を確認していると報告されているが、なかには文字を全く認めることができず、ふた紙に白紙を使用したのではないかと考えられているものも少なくない。しかし、漆紙を綿密に観察するならば、紙の厚さがほとんどなく、表面がすでに平板をなし、若干の光沢さえもち、明らかに紙質を失っているものがある。こうした漆紙は赤外線テレビカメラで丹念に調査しても、全く文字が認められないことがしばしばある(図30)。これは、一応文字なしと判定しているが、おそらく、白紙ではなく、風化によって文字が全く失われている可能性がある<sup>20)</sup>。紙の貴重な<sup>21)</sup>当時、漆のふた紙にあえて白紙を使用したとは考えにく

い。それゆえ、上記のようなケースも十分に考えられるのである。

### 3 文書の復原

漆紙文書発見当初から筆者らが強調してきたその特性の一つが、木簡と異なり、断簡であっても、現存する正倉院文書等を参照しながら原状復原ができる点である。いいかえれば、漆紙文書は出土資料ではあるが、これまで知られている文書の書式と比較しながら、小さな断簡をより完全な一通の文書に復原させることも可能なのである。そこで筆者がこれまでに復原を行い、すでに各報告書に収載されているものの中から、最も端的な例を要約してあげることとする。

#### 〔例1〕 胆沢城跡・第一八号文書 (図7・32・33)

本断簡は、「古文孝経孔子伝」の写本で、卷子本の一部と判断できる。「古文孝経」は二二章から成り立っているが、本断簡は土章五、庶人章六、孝平章七、三才章八の四章分にわたっている。

そこで、現存する「古文孝経孔子伝」の古い写本の一つである建治三(一二七七)年八月書写の三千院本を参考として、本断簡を復原してみたい。

本断簡は幸い料紙の上部が一部残存し、天界が認められるために、数行の行頭部分が確認できる。三千院本は一行一七文字である

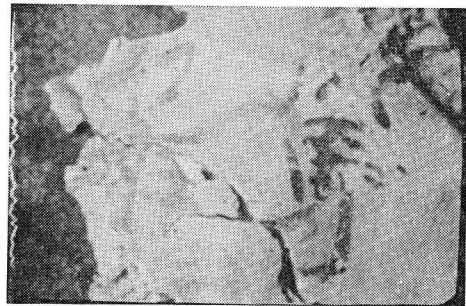


図31 坂上「廣野」自署部分  
(多賀城跡第103号文書)

ことから、行頭を手がかりに並べかえると、一行は注文の方〇・七cmの文字で約二八文字前後となる。

この作業の結果、残画部分も判読が可能となり、なおかつ、本断簡は章立てをせずに、全章を書き連ねていることも判明した。

#### 〔例2〕 多賀城跡・第一〇三号文書 (図31)

事

□□但□□□

□仍録□□謹解

弘仁十四年七月十一日

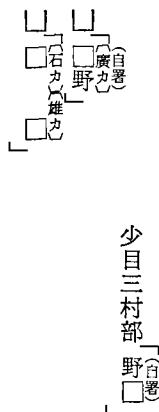
(折れ目)



図32 京都・三千院本『古文孝經孔子伝』（影写本より）

賤進德修業以忝辱其父母也能揚名顯  
 父母保位守祭祀非以孝弟莫由至焉也  
 子曰因天之旨就地之利  
 天時謂春生夏長秋收冬藏也地利謂  
 之業稼穡為務審因四時就物地宜除田擊  
 播殖百鑿挾其槍刈脩其壘畝脫衣就功曝  
 露髮塗足少而習焉其心休是故其父兄之  
 教不肅而成其子弟之  
 學不謹身節用以養父母此庶人之孝也  
 勞而能不奢也為不非則無患不為奢則用足身  
 無患財用足以恭事其親此庶人之所以為孝也  
 子曰故自天子  
 以下至于庶人  
 故者故上陳孝亡臭亂而患不及者未之有  
 躬行孝道尊卑一揆人子之道所以常也必有終始然後乃善其不  
 能終始者必及患禍矣故為君而忠為父而慈為臣而忠為子而順此  
 四者人之大節在身雖有小過不為不孝為君而虛為父而暴為臣  
 不忠為子不順此四者人之大夫也在身雖有小善不得為孝上章  
 既品其為孝之道此又恐說某無終始之咎所以勉人為高行也  
 曾子曰夫孝天之經也地之誼也民之行也  
 行所由也亦  
 皆謂常也夫天有常節地有常宜人有常行一說而不變此謂三常孝其  
 本矣兼而統之則人君之道也分而殊之則人臣之事也若失其道無以  
 有其國臣失其道無以有其位故上之畜下下之妄下之事上不空孝之致  
 天地之經而民是則之也  
 是此誼也則法也治安百姓人君之則也  
 訓護家事父母之則也諍諫死節臣下之則

図33 胆沢城跡出土「古文孝經孔子伝」の残存状況



(左文字)  
(略)

解の書式。事書の一部と解文の末尾部分そして年月日と署名から成る。弘仁一四年は八二三年。ここでは、位署部分の行上の署名に注目してみよう。日下の署名が少目であることと書き止め文言が「謹解」とあることから、この文書は国司から太政官への上申書であることがわかる。行上の署名はここでは自署部分のみしか認められないが、連署していることから、一応、守と介の名(権・員外を含めて)と判断してよい。さて弘仁一四年(七月一日)当時の陸奥守および介はどんな人物であるか。残念ながら、弘仁一四年は周知のとおり、『日本後紀』の闕失部分にあたるため、不明とされている。しかし、『類聚国史』や『公卿補任』などを用いて史料操作を行った結果、弘仁一四年七月当時の陸奥守は坂上田村麻呂の第二子廣野の可能性が強いことが判明した。翻って、漆紙文書の守の部分の自署を再検討すると、「野」とある「野」の上の文字は、半分欠損しているが、「久」という残画が読め、これは「廣」の下部とみることができる。結局、史料操作と漆紙文書の自署の文字の判

読から、坂上廣野とはほぼ断定できるであろう。同様の操作を経て、陸奥介も、一応、小野朝臣石雄が有力候補としてあげられる。

文書の書式に照らして、位署部分の行上のわずかな残画の自署から、国司を割り出し、正史の闕失部分に新史料を提供したのである。

## 五 漆紙文書と遺構

木簡が各地の古代遺跡の発掘調査において、遺跡全体や各遺構の性格および年代を決定する重要な資料となっている例は枚挙にいとまない。それは木簡が官衙等の機能を端的に伝える資料であるとともに、木簡の特性として、使用後まもなく廃棄し、長期間保存することが通常あまりないことによるのであろう。だから、極端な場合は、たった一点の木簡がその遺跡の性格および年代を決定する例も少なくないのである。

それに対して、漆紙文書は、本来の文書の反故を二次的に漆のふた紙として利用したものであるから、その文書内容および年紀がただちに遺跡の性格や年代決定の資料とはなりにくいとするのがこれまでの一般的な見方である。そのために、漆紙文書が遺構からならば切り離されて取扱われがちになったともいえる。

本章では、この点について、個々の事例をとりあげて、再検討を



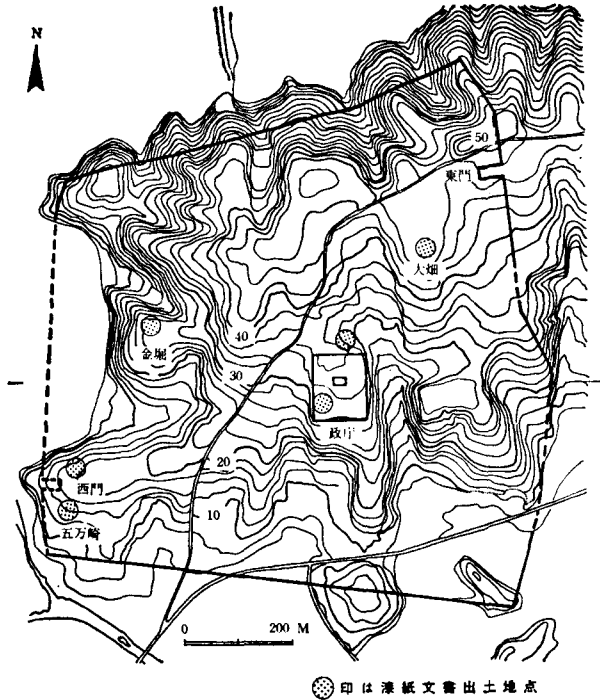


図34 多賀城跡全体図

試みたい。

1 漆紙文書と遺構年代—既報告例より—

これまでの漆紙文書を出土した調査例のうち、次にあげる遺跡は比較的点数が多く、また年紀の記載があり、しかも、出土遺構および層位が比較的明確なものである。そこで、その遺構と、年紀を有する文書について調査報告書の記述を要約して紹介しておきたい。

〔例1〕 多賀城跡・政庁地区南西部・土壇SK110四<sup>(22)</sup>

SK110四は政庁西辺南半築地の内側に沿って検出された、南北約6m、東西約3・5m、深さ約0・2mの不整形をなす大土壇である。この土壇は西で第二期〔八世紀中頃〕宝亀一一(七八〇)年の伊治公皆麻呂の乱による焼失まで〕石組溝を切り、東で須恵系土器を含むSK〇六九土壇によって切られている。埋土からは漆紙文書の他、四八点の軒瓦を含む多量の瓦と、少量の土師器・須恵器・円面硯・土鍾などが出土した。文様瓦としては第三期〔宝亀一一(七八〇)年の火災直後〕貞観一一(八六九)年の陸奥国大地震まで〕までのものを含んでいる。須恵器はヘラ切りのものが主体を占め、土師器はロクロによらない大型甕の破片、ロクロ調整の小型の甕、それにロクロ調整で糸切りの後に手持ちヘラ削りを施した内黒の杯がある<sup>(23)</sup>。土壇の土器の年代は九世紀前半頃である。

なお、政庁第三期については第一小期と第二小期に分けられる。

第一小期の造営は宝亀一一(七八〇)年の火災直後の暫定的なもので、造営時にはすでに本格的な造営である第二小期の配置計画が成立していた。したがって、本格的な第二小期の造営は宝亀一一年の火災からそう降らない八世紀末頃とみられる。

漆紙文書は八九点出土しているが、年紀が記されている文書は計一〇点ある。年代順に示すと以下のとおりである。

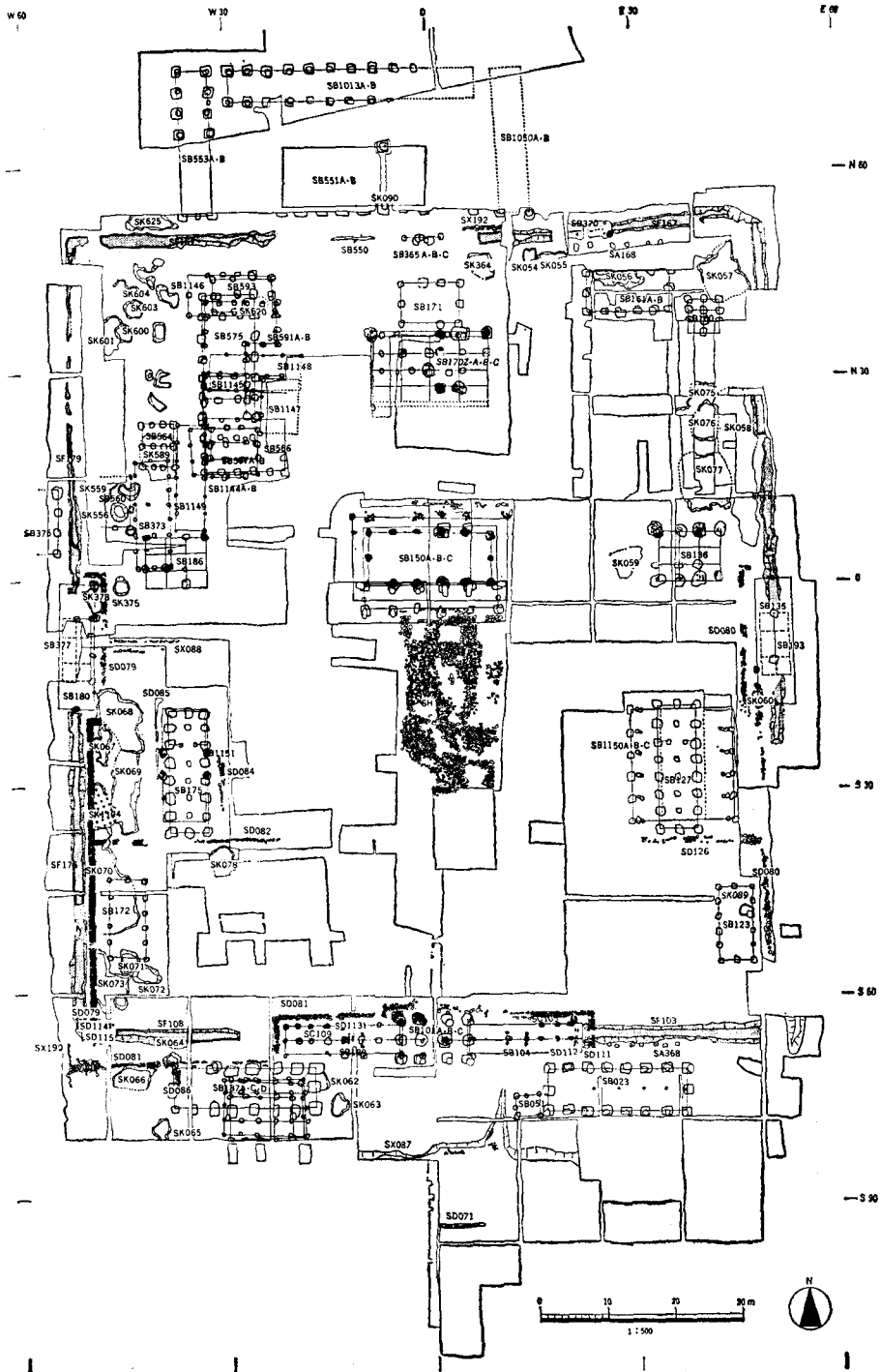


図35 多賀城・政庁遺構全体図（『多賀城跡—政庁跡本文編—』註（22）より）



- 第二号 寶龜十一年九月十七日
- 第一号 寶龜十一年九月廿日
- 第二号 寶龜十一年<sup>(九カ)</sup>月<sup>(九カ)</sup>日
- 第三号 寶龜十一年<sup>(九カ)</sup>月<sup>(九カ)</sup>日
- 第四号 寶<sup>(九カ)</sup>
- 第六号 □應元年五月九日
- 第五号 天應元年五月十八日
- 第七号 延曆二年十月廿八日
- 第四五号 延曆二年六<sup>(九カ)</sup>月<sup>(九カ)</sup>日
- 第五八号 □<sup>(九カ)</sup>曆<sup>(九カ)</sup>

したがって、政庁地区から出土した年紀の明確な資料の年代は、宝龜一一(七八〇)年から延曆二(七八三)年までのわずか四年間に限られる。また年紀のない文書のうち第二二号の「征東使」の語はほぼこの時期に併行して文献上に用いられていることが検討の結果判明した。<sup>(24)</sup> これらのことから、政庁地区南西部出土の漆紙文書はきわめて短期間の文書の反故であると考えられる。

〔例2〕鹿の子C遺跡

本遺跡からは、堅穴住居跡一六九軒、連房式堅穴遺構五棟、掘立柱建物跡三一棟、工房跡一九基などが検出された。これらの遺構・遺物の多くは、出土須恵器の編年的分析によって八世紀末から一〇

世紀代にかけての約一〇〇年間にわたり、六時期に分類される。しかし、主要な遺構は第I期前・後半、第II期前・後半の四時期に限られるので、八世紀末から九世紀第3四半期までである。<sup>(25)</sup> 鹿の子C遺跡の性格は、国衙工房と考えられ、出土遺物から、鉄鍬・小札などの武器や日常的な鉄製品、および釘や槍鉋などの工具の生産が行われたものとみられる。その造営の契機となったのは、蝦夷征討のための武器調達(製造・修理)で、甲小札の出土が、第1期・第2期前半に区分される遺構に多いことは、これと符合する。

漆紙文書計二八九点のうち、年紀のあるものは、五点である。

第一九八号 「勝寶」年(一四六号工房跡出土、ただし文書の年紀でなく文章中の表記である可能性もある)

第五六号 「延曆八年」(五五号堅穴住居跡出土)

第六六号 延曆九年(五九号工房跡出土籍帳紙背文書の具注曆)

第九八号 「延曆十五年」(七五号堅穴住居跡出土)

第一一七号 「延曆廿<sup>(九カ)</sup>」年(七五号堅穴住居跡出土)

「勝寶」(七四九〜五七)だけがとびぬけて古い、他は延暦年間

(七八二〜八〇六)におさまる。

次に、これらの年紀を有する漆紙文書を出土した遺構について、簡単に報告書の記述を引用しておきたい。

○五五号堅穴住居跡……「延曆八年」(七八九)

規模は六・〇×四・八mで、覆土は大きく三層に分けられ、文書は覆土下層および床面から出土している。文書に共伴して、土師器・須恵器・小札・砥石が出土している。須恵器坏は、底径が口径の二分の一以上のものと、以下のものがあり、底部は回転系切りのものと、ヘラ削り調整が施されているものがある。以上から当住居跡は、九世紀中頃に比定できる。

○五九号工房跡……「延暦九年」(七九〇)

規模は五・五×四・〇mで、覆土は大きく三層に分けられ、文書は覆土中層および床面から出土している。文書に共伴して、土師器・須恵器・鉄滓・羽口などが出土している。須恵器坏は底径が口径の二分の一より大きく、底部は確認できるものはヘラ削り調整が施されている。当住居跡の年代は九世紀前半に比定できる。

○七五号堅穴住居跡……「延暦十五年」(七九六)「延暦廿□」年(八〇一~八〇六)

規模は三・〇×六・〇mで、覆土は大きく三層に分けられ、文書は覆土中層から出土している。文書に共伴して、土師器・須恵器・砥石などが出土している。須恵器坏は底径が口径の二分の一で静止ヘラ削り調整のものと回転ヘラ切り後無調整のものが混じっている。当住居跡の年代は九世紀中頃に比定できる。

○一四六号工房跡……「勝寶」年(七四九~七五七)

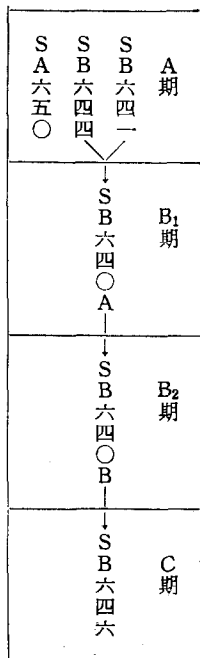
規模は五・一×八・二mで、覆土は大きく三層に分けられ、文書は覆土下層から出土している。文書に共伴して、多量の土師器・須恵器・硯・瓦・羽口・砥石・鉄製品などが出土している。須恵器坏は回転ヘラ切りで調整のないものと、静止ヘラ削り調整が施されたものとがあり、底径は口径の二分の一より大きい。覆土中の遺物と床面出土の遺物との間には年代的に大差はなく、八世紀末から九世紀初頭にかけての年代が考えられよう。

〔例3〕 胆沢城跡・東方官衙地区

(その1) 第四〇次調査(『昭和五十六年度発掘調査概報』・(図38))

胆沢城政庁の東方官衙地区では、第四〇次調査において、建物跡五棟、柱列跡二条、土壇跡九などを検出した。

これらの建物は配置および掘り方埋土の状況から、次の三期の変遷が想定される。



各期の年代についてはB期、特にB<sub>2</sub>期のSB 六四〇B建物跡掘り方に土師質土器を多く含み、一〇世紀後半から以降の年代が与えら

五 漆紙文書と遺構

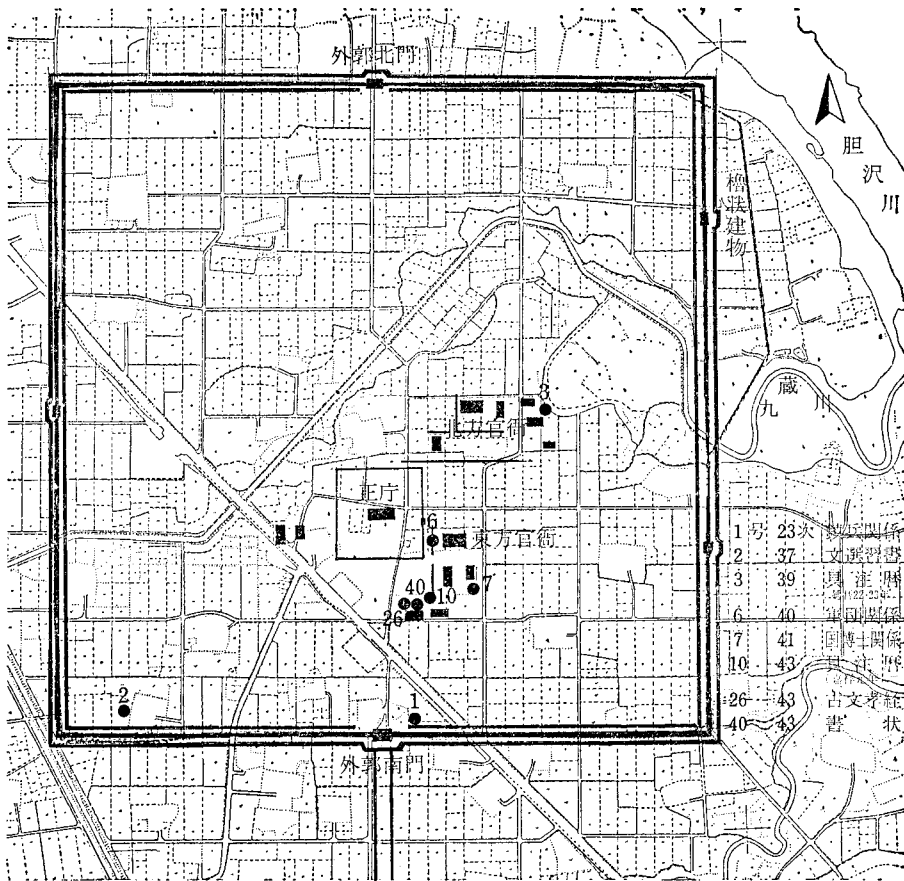


図37 胆沢城跡全体図（漆紙文書出土地点）

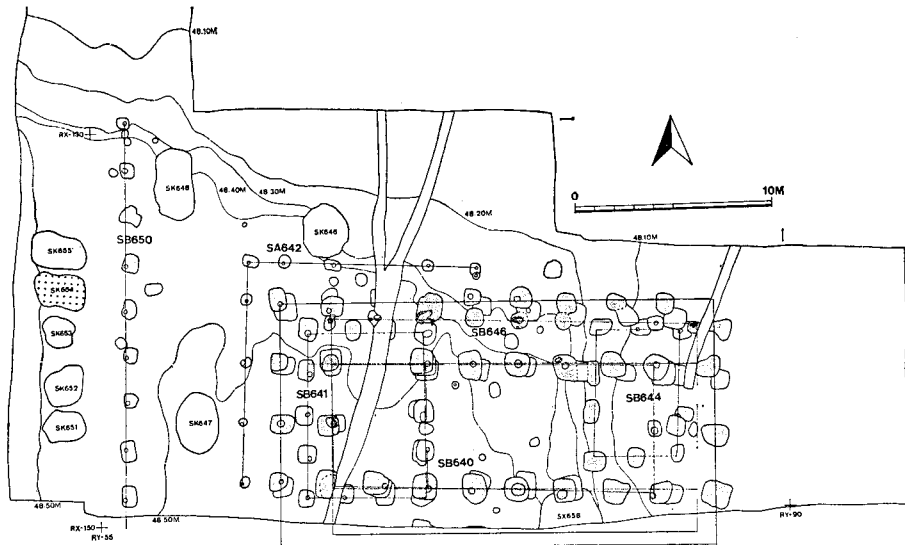


図38 胆沢城跡第40次調査遺構配置図（『昭和56年度発掘調査概報』より）

れる。A期の遺構からは、年代を決定する土器資料は得られていないが、SB六四一建物の柱間寸法の計測結果から得られた一尺二九・八六cmは、各地区の調査結果では古い一群を構成する数値である。

この調査で、SA六五〇柱列跡の西約三mの位置に南北方向に連なつて検出された土壇群のうちの一つSK六五四土壇跡から年紀〔延暦廿一年六月廿九日〕を有する文書が出土している。

SK六五四は東西二・五m×南北一・七mの楕円形の土壇で、埋土は二層に分けられ、遺物は第一・二層ともわずかの土師器・須恵器の細片が出土したのだが、文書は第一層から出土している。な

お、SA六五〇柱列跡に平行する土壇群—SK六五一—六五五—は埋土の状態が全体的に類似し、しかも遺物は少量の土師器・須恵器の破片が含まれる程度である。SA六五〇柱列跡の西約三mの位置に南北にかなり整然とならぶSK六五四をはじめとする五つの土壇群はSA六五〇と同様、A期のものと考えられる。

(その2) 第四次調査〔昭和五八年度発掘調査概報〕・(図39)

第四次調査は第四〇・四一次調査区の南を対象とし、建物跡一二棟、柱列跡四条、溝跡五条などを検出した。調査区北半は土壇群が位置すると想定される。ただし、北端に東西方向で設定した試掘坑により、その状況を把握しただけで、その性格等詳細は不明であ

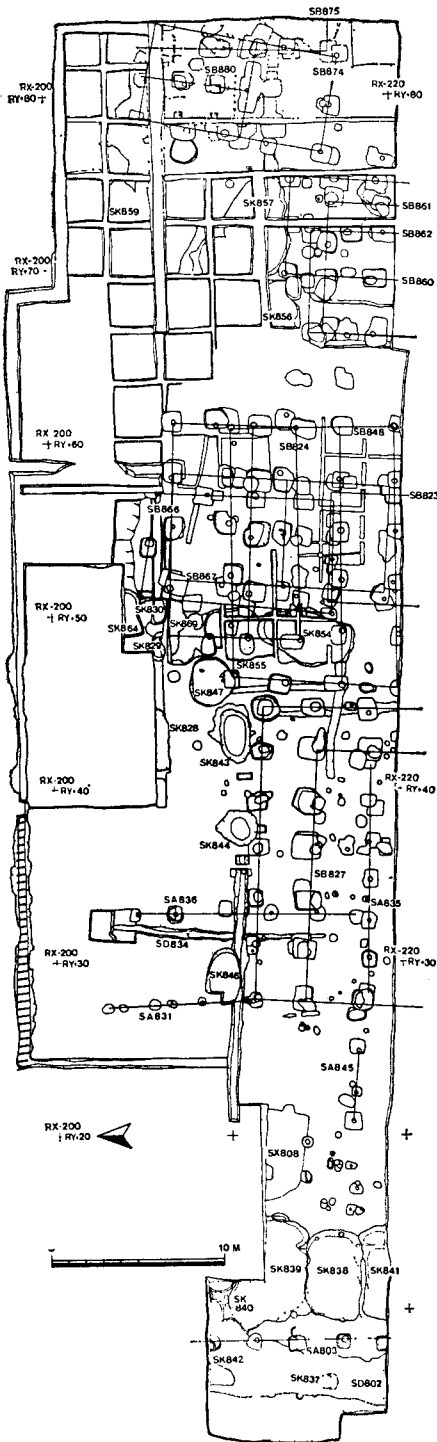


図39 胆沢城跡第43次調査遺構配置図  
 (『昭和58年度発掘調査概報』より)

る。この試掘坑から年紀を示す漆紙文書が二点出土している。

第一八号 「承和十年二月廿六日」

第一〇号 嘉祥元年具注曆

この試掘坑の基本層位は四層に分けられ、文書は第三層から出土している。第三層はさらに二層に細分され、上層の3a層は須恵系土器・瓦を混合する。3b層は3a層とは、出土遺物の内容が異なり、土師器・須恵器を主体にする。その須恵器坏には回転ヘラ切り無調整、土師器坏には削り調整をもつものが認められる。ただし、若干の須恵系土器かと解される限定された器形も確認される。なお、第四層は酸化炎焼成と解される台付鉢を除くと、土器様相は九世紀前半代の状況を示す。

以上の三遺跡の漆紙文書の年紀とその遺構年代とを整理してみた。  
い。

〔多賀城跡〕 漆紙文書は宝亀一一（七八〇）年～延暦二（七八三）年までのわずか四年間に限られる。SK一一〇四の年代は、土器や瓦の様相から、九世紀前半頃と考えられている。

〔鹿の子C遺跡〕 漆紙文書は「勝寶」（七四九～五七）だけが飛び抜けて古い。他は延暦年間（七八二～八〇六）におさまる。これらの年紀を有する漆紙文書を出土した遺構は次のとおりである。

○五五号竪穴住居跡……「延暦八年」（七八九）、住居跡の年代は九

世紀中頃。

○五九号工房跡……「延暦九年」（七九〇）、工房跡の年代は九世紀

前半。

○七五号竪穴住居跡……「延暦十五年」（七九六）・「延暦廿□年」

（八〇一～〇六）、住居跡の年代は九世紀中頃。

○一四六号工房跡……「勝寶」一年（七四九～五七）、工房跡の年代は八世紀末から九世紀初頭。

〔胆沢城跡〕 年紀をもつ漆紙文書は一括ではなく、数ヶ所の遺構から出土しており、『日本紀略』にみえる胆沢城の創建年代・延暦二一年（八〇二）から嘉祥元年（八四八）まで五点ある。

○SK六五四土壙跡……「延暦廿一年六月廿九日」、土壙跡の年代はほぼA期（創建時）に相当するかと考えられる。

○土壙群かと思われる試掘坑の3b層中……「承和十年二月廿六日」（八四三）、嘉祥元年具注曆（八四八）、下層の四層が九世紀前半頃とされ、3b層の年代はそれよりやや降る様相を示している。

以上の三遺跡をみる限りでは、漆紙文書の年紀と遺構の推定年代とがほぼ同時期とするものは胆沢城のSK六五四土壙跡ぐらいである。しかし、この遺構は他と切り合いのないうえに、埋土中の遺物がほとんど認められないだけに、最も年代を決めにくい遺構でもある。



したがって、この例を除けば、全体的には、漆紙文書の年紀よりその出土遺構の年代は1ないし2四半期分ぐらい遅れると考えられているようである。ただし、当該遺構は土壇跡または竪穴住居跡であり、その年代推定資料は土器または瓦に基づくだけに、かなりの年代幅をとらえた指摘であることを念頭に置かなければならないだろう。したがって、本章で問題にしようとする漆紙文書の年紀とその廃棄までの期間をいかにみるべきかという点については、厳密な解答を得ることはできないであろう。その点については、別の視角からの究明が必要である。

## 2 文書の保存

漆紙文書はもとより文書の二次的利用である。したがって、当初の文書およびその紙背文書の存在が想定され、さらに、文書内容による保存期間が問題となろう。文書に関する主な保存規定としては、次のようなものがあげられる。

- (一) 戸令戸籍条によれば、戸籍は五比三十年間の保存。
- (二) 公式令文案条によれば、詔勅奏案・考案・補官解官案・祥瑞案・財物案・婚案・田案・良賤案・市估案は永久保存とし、それ以外は三年で除棄。
- (三) 延喜主計式下によれば、大帳（計帳）は六年間の保存。

そこで、次に、右の規定を参考としながら、実例ともいうべき、正倉院文書によって、文書の保存について考えてみたい。  
反故文書の利用については、東野治之氏の先にも引用した「筆帳」の復原が端的な例としてまずあげられる。<sup>(26)</sup> すなわち、「筆帳」は後一切経の書写に関係する筆墨申請解案の一部で、現存する解案は天平一八年から二〇年のものである。しかもこれらの解案は、一通一通が一紙ずつに記されているところから、復原すると紙背の反故文書の利用状況を解案の日付順に一覧できる。

日付	裏面
天平18・8・18	空
8・22	"
8・26	"
9・2	佐渡国正税帳（天平八年）
9・16	"
9・25	周防国正税帳（天平六年）
9・26	空
閏9・2	周防国正税帳（天平六年）
閏9・7	"
閏9・23	空
10・2	越前国正税帳（天平二年）
10・29	"
11・21	伊賀国正税帳（天平二年）
12・2	"
天平19・2・3	大倭国正税帳（天平二年）
6	越前国郡租帳（天平四年）

4	4	3	3	3	2	2	2	2	12	11	11	10	10	9	8	8	8	8	7	7	6	6	5	5	5	4	4	3
21	19	28	19	7	25	13	4	19	9	24	10	19	?)	7	24	13	6	3	20	2	19	2	25	19	10	24	18	21
空	筑前国嶋郡川辺里戸籍 (大宝二年)	"	"	"	駿河国正税帳 (天平十年)	空	駿河国正税帳 (天平十年)	空	駿河国正税帳 (天平十年)	"	空	装潢所解 (天平十九・十・八)	御野国郡里不詳戸籍	"	"	"	"	御野国本寶郡栗栖太里戸籍 (大宝二年)	御野国郡里不詳戸籍 (大宝二年)	"	空	豊後国正税帳 (天平九年)	"	"	"	空	越前国郡稻帳 (天平四年)	空

4・30  
5・13  
筑前国嶋郡川辺里戸籍  
長門国正税帳 (天平九年)

(東野治之氏『正倉院文書と木簡の研究』より抄出)

一六種類の反故官文書は、その各々の利用時期が解案の日付にし  
て一〜二か月を出ず、利用の順序も、天平一八年六月一日付解案の  
場合を除いて混雑している箇所がみられないという。

本例では、正税帳は九〜一六年、郡稻帳は一三年、戸籍は四五〜  
六年をそれぞれ経て紙背利用されている。明らかに先の令制の文書  
保存規定を上回っている。<sup>(27)</sup>

この要因としては、おそらく、皇后宮職写経所の「後一切経」は  
天平一八(七四六)年から天平勝宝元(七四九)年までの三年間行  
われた短期間の事業で、この事業とは別に、かなり以前に、皇后宮  
職写経所に払下げられていた可能性があるのである。すなわち、東  
野氏の指摘するように、一部を除き、その筆跡から現存のすべての  
断簡が、爪工家麻呂によって使われ、その使われ方は、家麻呂のも  
とに何巻かの反故文書があり、適宜利用されたのではなく、用尽す  
るに従って案主が反故紙の下給を申請し、順次消費したようであ  
る。この「筆帳」以外でも、一般的に、正倉院文書中の諸国籍帳類  
の大部分が天平一五年から天平二一年までの写経事業に紙背を利用  
されており、天平九年駿河国正税帳の紙背は早くも六年後の天平一

五年に利用されている。<sup>(28)</sup>

もちろん、これまでにしばしば指摘されているように、反故文書の利用のしかたは、一律に論ずることはできない。ただし、地方官衙の場合、確認こそないが、中央ほど官衙の機構は複雑ではないと思われ、官衙内部での反故紙の払下げは、比較的スムーズな流れが予測される。この地方官衙における文書の整理・保存および反故のしくみなどの説明は今後に残された大きな問題である。

以上のような文書の保存期間を一応了解した上で、次に問題にすべきことは、文書の反故のあり方と漆塗作業との関連であろう。

### 3 漆塗作業と反故紙の利用

古代の漆塗作業としては、大別すれば、工芸品関係と建造物関係とに分けられるであろう。

工芸品関係はともかく、建造物関係については、例えば、正倉院文書に収める法華寺阿弥陀浄土院金堂造宮関係史料に、次のようなものがある〔大日古一六一266～267〕。

(前略)  
請漆

合貳斛捌肆陸升肆合<sup>\*五二六</sup>

一石二斗一升八合堂柱十四根塗料柱別八升七合<sup>\*八二八</sup>

七斗二升八合塗料柱別五升二合<sup>\*五九</sup>

\*五二六  
四斗九升土漆料柱別三升五合

\*三三  
一斗二升六合高坐二基塗料基別六升三合

\*七  
五升二合二度土漆料基別二升六合

\*九  
七升四合三度墨漆料別三升七合

\*八四四  
七升六合高坐橋二基塗料

\*四  
三升六合二度土漆料基別一升八合

\*四四四  
四升三度墨漆料基別二升

一斗七升塗高坐大床二基漆料別八升五合

\*五合  
九升塗二基二度土漆料別四升五合

\*五合  
八升塗二基二度墨漆料別四升

三升八合蓋柱八枝塗料枝別八合

二升二度土漆料枝別二合五勺一升八合三度

墨漆料枝別二合二勺五抄

(後略)

このように、寺院造営にあたって、調度品は勿論、建物内部の柱等に多量の漆を塗る作業が行われていたのである。おそらく、地方官衙の中でも、国府の政庁地区における主要な建物に漆を用いることもあったのではないか。

この点は、さきの多賀城跡の例が該当するであろう。漆紙文書の出土地点は政庁西南部で、多量の瓦・土器を伴った土壇跡であり、

文書は四〇×三〇cm以上の比較的大きなものである。加えて、時期的には、宝亀一一（七八〇）年の伊治公皆麻呂の乱で焼失した政庁地区の復興期にあたり、おそらく、政庁内の建物の造営が計画されていたのは確かであろう。

政庁地区は多賀城の中心部で、通常は儀式や重要な政務の場とされ、常設の漆工房の存在する場とは考えにくいのである。したがって、政庁地区での漆紙は政庁内の造営事業にかかわる漆塗作業に伴うものと解することができるであろう。<sup>(30)</sup>

このように、造営事業に伴う漆塗作業は短期間に漆を多量に消費するであろうから、ふた紙のための反故文書も一時期にまとめて調達されたものと考えられる。それゆえに、反故文書の年代は集中傾向になるであろう。多賀城跡政庁西南部出土の漆紙文書の年紀が宝亀一一（七八〇）年から延暦二（七八三）年までのわずか四年間に限られるのもその傾向を伝えているのではないか。

一方、工芸品関係は国衙工房内でのいわば日常的な作業に属するのである。したがって、日常的な作業に伴うふた紙には、一般的にはかなり連続的に、国衙内の公文書がそれぞれの保存期間を経た後に、順次、供給されたと考えられないだろうか。それゆえに、日常的な工芸品関係の漆塗作業に利用された反故文書は、比較的連続性をもって、しかも長期間の年紀を伝える傾向があるといえよう。鹿

の子C遺跡を例にとれば、国衙工房とはいえ、調査者が強調されるように、蝦夷征討に関連して、一時期かもしれないが、武器・武具関係の生産を中心とする特殊な条件が含まれるようである。それにしても、漆紙文書の年紀は「勝寶」を別としても、延暦年間（七八二～八〇六）さらに確実な年代でいっても、延暦八（七八九）年「延暦廿□年」（八〇一～八〇六）までのおおよそ二〇年近くにわたり、多賀城の例に比しては長期間であるといえる。<sup>(31)</sup>

以上のように、この問題については、本章ではとても結論を出すに至らず、今後に残されたものが多いが、漆紙文書とその遺構との関連を論ずる場合、文書そのものの性格・保存期間さらに紙背文書の検討などが必要であり、その上に、漆塗作業自体の検討も看過できないことが十分に理解いただけたことと思う。

最後に、漆紙文書の出土例のうち、以上の検討および今後の研究に大いに重要な示唆を与えらると思われる下野国府の漆紙文書について、若干触れておきたい。

#### 4 漆紙文書と木簡―下野国府跡の事例―

下野国府跡の政庁西隣地区の第一八次発掘調査<sup>(32)</sup>（図40・41）では、多くの土壙群が検出されたが、その中の一つSK〇一一から多量の木簡とともに漆紙文書が出土している。SK〇一一は長さ約

二・六m×幅約二・二m×深さ約〇・五mの規模で、埋土は五層に分けられる。第二層、すなわち本土壇の上面を覆う政庁Ⅱ期建物焼失後の整地土下位の層から漆紙四点と紀年銘木簡・削屑等が出土している。

○漆紙文書

「延暦<sup>(二七)</sup>□年十月五日」

○木簡

「×延暦十年七月廿□×」 削屑

なお、出土遺物については栃木県教育委員会の手で現在整理中のことで、今後、新資料の出現も期待される。ここでは、同一遺構の同一層位から出土した木簡と漆紙文書がともに年紀を有する点に注目したい。ただ、両資料とも、年紀のみで、内容を明らかにしない難点を有することを断っておきたい。

一般的に、木簡は文書木簡の場合、一回限りの請求文書をはじめ、用済のものは再利用または改竄をおそれて削り取られた。また付札木簡はそのものが消費しつくされた段階で、不用になり棄てられたと考えられている。いずれにしても、考課のような記録簡のように若干の保存期間を考慮すべきものもあるが、大部分は短期間に廃棄されたであろう。それ故に木簡は平城宮跡をはじめ、各遺跡の遺構・遺物の年代決定の資料となってきたのである。

その点からは、下野国府跡のSK〇一土壇跡の第二層の堆積年代は出土した木簡の年紀を参考として考えるべきであろう。すなわち、SK〇一土壇跡の第二層は延暦一〇(七九一)年以降の近い時点で堆積したと見なすことができよう。そうした場合、伴出する漆のふた紙はほぼ延暦一〇年からまもない時期に木簡とともに投棄されたことになる。そして、漆紙文書の年紀が「延暦□年」であることから、この文書を漆のふた紙としてきわめて短期間のうちに利用したと推測されるのである。

ところで、さきの多賀城跡政庁地区西南部の土壇跡出土の漆紙文書の年紀は、宝亀一一(七八〇)年から延暦二(七八三)年までに限られている。その中の一点、第六号文書は表は年代不明の田籍関係文書であり、紙背は、天応元(七八一)年五月九日付の公粮請求文書である(前掲の宝亀一一年の解文群には紙背文書は一切ない)。紙背が多賀城内の公粮請求文書とすれば、短期間に反故できる条件にある。いいかえれば、この文書は漆のふた紙として、天応元年にきわめて接近した時期に、宝亀一一年の解文群とともに使用されたと考えられるのである。このことは、政庁の復興事業は建物の漆塗作業を伴い、宝亀一一年の焼失後からそれほど降らない時期に実施された可能性があるともいえるのである。<sup>(33)</sup>

このように、下野国府跡・多賀城跡の両例から導き出された漆紙

五 漆紙文書と遺構

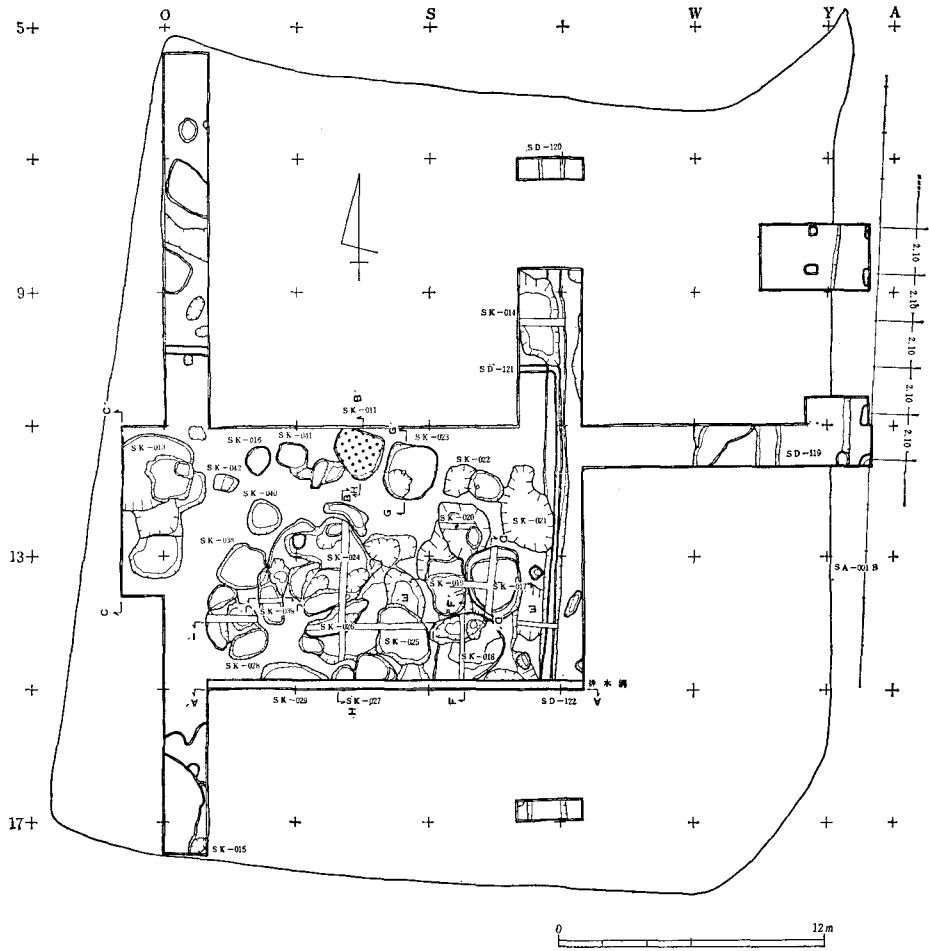


図40 下野国府跡第18次調査遺構配置図（『昭和57年度発掘調査概報』註(12)より）

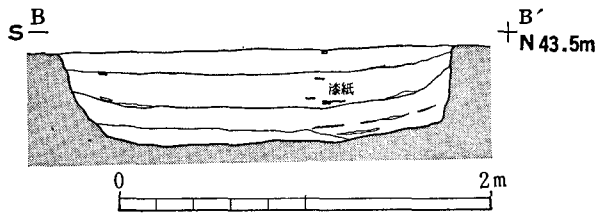


図41 断面図 S K-011（同上）

文書の年紀とその文書のふた紙利用との期間は意外と短く、このようなケースも十分に念頭に入れる必要がある。そして、文書の年紀と出土遺構の年代との関係は一律に論ずることはできないのは申すまでもないが、一点一点を詳細に検討することによって、漆紙文書の年紀が出土遺構の年代決定に重要な手がかりを与えることも十分にありうる点を強調しておきたい。

## 六 今後の課題

漆紙文書ははじめにも記したように、新しい古代資料として登場して、まだ六年ほどしか経過していない。にもかかわらず、全国各地での出土例は年々増加の一途をたどっている。文書としては確実に古代史の新史料として加えられているが、漆紙文書に関する基礎的な研究は十分になされているとはいえない。文書を資料として利用する上において、木簡と同様に遺跡・遺構に密着した形で取り上げられる必要が大いにあろう。そのことが古代史の新しい資料として、漆紙文書の価値を倍加させるのである。

それにしても、漆紙文書に関する研究課題はあまりに多く、本稿で論じてきた数テーマはまさに基礎的なものの一部にすぎない。現在、資料整理中の問題については、別稿で改めて触れたいと考えて

いる。その中から、早急に解明せねばならない課題について、ここに簡単に紹介しておきたい。

### ① 古代の漆塗作業の解明

本稿でも概観したように、漆紙文書とその出土遺構との関連を論ずる場合、漆塗作業の具体的な内容を明らかにすることが重要な意味をもつのである。その最大の理由は、漆塗作業の内容により、漆のふた紙の調達のしかたが異なると推測されるからである。

この点については、古代の漆塗作業に関する文献史料の整理および分析によって、詳細に究明する必要がある。また、古代社会の漆使用の具体的な場を明らかにすることにより、今後の各地における漆紙文書の発見の可能性をある程度予測することもできるのである。

### ② 官衙における文書の整理・保存と反故のしくみ

この問題については、令制の規定および正倉院文書等を用いて、中央官衙における文書行政の実態を明らかにしてゆく中で、次第に明確にされつつある<sup>34)</sup>。しかし、地方官衙におけるそれは史料制約もあり、ほとんど明らかとはなっていない。地方官衙における文書の整理・保存およびその反故紙の払下げルート<sup>35)</sup>を解明することは、地方官衙の行政機構そのものの究明にもつながることである。そのための一つの方法として、これまでの漆紙文書の内容を詳細に分類

しながら、検討を加えることも必要である。例えば、胆沢城漆紙文書を取り上げるならば、現段階で、次のような大まかな指摘ができる。<sup>(35)</sup>

胆沢城跡から出土した五〇点近い漆紙文書の内容は軍事関係と具注暦・文選・古文孝経などが目立っている。鎮守府の所在地として軍事関係文書は理解されるとともに、律令国家の最前線の城柵として、蝦夷に対する教化政策の中で、文選や古文孝経を理解すべきであろう。そして、その機構は陸奥国の第二国府的な性格を帯びた形で整備されていたことも知られる。しかし、陸奥国府の置かれた多賀城や常陸国の国衙工房とされる鹿の子C遺跡にみられるような籍帳類が現段階では全く出土していない。これはやはり律令文書行政機構、具体的にいえば、胆沢城が多賀城にある陸奥国府の支配下に置かれた事実からいえば、当然のことと理解できようであろう。

このように、漆紙文書の内容を詳細に検討することから、逆に官衙における文書の整理・保存および反故のルート解明も相関的になしうる面もある。

### ③ 朱印および朱書の検出

この問題は、多賀城漆紙文書発見当時から課題であった。しかし、肉眼および赤外線テレビカメラでは、これまで、朱印および朱書は検出できなかった。ところが、鹿の子C遺跡の第一七四号文

書、いわゆる出挙貸付帳は肉眼で朱圈点が観察できたのである。この朱圈点は赤外線テレビにも明瞭に映し出された。このことは朱印・朱書も条件次第で十分に遺存する可能性があることを明らかにした点で、意義深いものがある。

そこで、今後の課題としては、まず、遺存する朱印・朱書の成分分析を精密に実施する必要がある。この分析対象物としては、出土資料に限らず、現存する古代の文書の朱印・朱書を含めて幅広く行わなければならない。現在知られている古代の赤色顔料は、主として辰砂（硫化第二水銀）とベニガラ（酸化第二鉄）、そして鉛丹（四三酸化鉛）の三種類である。漆紙文書に遺存した朱印・朱書の成分がいずれか判明すれば、その検出方法を開拓することが可能となってくるであろう。<sup>(36)</sup>

特に、当時の正式な文書には改竄を防ぐために、文字のあるところ一面に、国印・郡印などの朱印が捺されている。したがって、漆紙文書のように、ほとんど断簡で文書の差出書を欠く場合<sup>(37)</sup>、朱印をチェックし、印文を読みとれば、文書の発信者が判定できるかもしれないのである。

以上のほかにも、残された問題は多いが、本稿でもしばしば強調したように、漆紙文書をまず出土資料として改めて位置づけ、出土遺構・伴出遺物との関連および漆紙そのものの詳細な観察が必要な



のである。また、漆紙文書はあくまでも漆塗作業との関連で把えられるべきもので、漆のふた紙や絞り紙としての側面に再着目し、古代の漆塗作業の解明とともに、その反故紙の保存や供給ルートの究明を通して、広く律令文書行政の実態解明にまで迫る必要さえあるのである。

こうした基礎的研究を経て、はじめて漆紙文書の内容をさらに拡大して読み取ることができるとし、漆紙文書が木簡と並んで新しい古代史の資料として幅広く活用されるのであると考える。

末尾ながら、多賀城漆紙文書発見以来、共同作業を行ってきた宮城県多賀城跡調査研究所の所員各位およびその時以来漆に関してもねに有益な御教示を得ている漆研究者沢口滋氏、そして、現在同僚として漆や朱の分析などに関して自然科学的な示教を頂いている永嶋正春氏に対して感謝を申し上げる次第である。また、本稿を草するにあたっては、宮城県多賀城跡調査研究所・東北歴史資料館・水沢市教育委員会・栃木県教育委員会・茨城県教育財団・石岡市教育委員会の関係各位の方々には、漆紙文書の実見および写真・図面などについて種々の御配慮をいただいた。記して謝意を表したい。

## (註)

- (1) 宮城県多賀城跡調査研究所『多賀城漆紙文書』(一九七九年)  
 (2) 茨城県教育財団『茨城県教育財団文化財調査報告第20集―鹿の子C

遺跡―』(一九八三年)

- (3) 岩手県水沢市教育委員会『胆沢城跡―昭和五十六年度発掘調査概報―』(一九八二年)、『胆沢城跡―昭和五十七年度発掘調査概報―』(一九八三年)、『胆沢城跡―昭和五十八年度発掘調査概報―』(一九八四年)

(4) 註(2)に同じ。

- (5) 次章以下で、主として扱う多賀城跡・鹿の子C遺跡・胆沢城跡の漆紙文書に関する調査者の見解は特に断らないかぎり、先に掲げた註(1)・(2)・(3)の報告書に依るものとして、註を以下省略することを了解願いたい。

(6) 漆の容器には一般的に曲物を使用し、甕等の土器を使用しないと考えられる。もちろん、漆塗作業の現場においては坏・盤等の土器がパレットなどとして使われたことは多くの遺物がもがたっている。漆の容器に専ら曲物が用いられたのは、これまでの漆紙の出土例の中に、曲物の側材の一部が付着している例がいくつか確認されていることから明らかである。おそらく、漆は運搬等の取扱い上からも、軽量で、破損しにくい曲物を使用したであろう。したがって、以下の本文で述べるようなふた紙の径の相違は曲物の径に対応するものと理解すべきである。

(7) 『多賀城漆紙文書』では、「九月□日」としたが、今回、実見した結果、「九月九日」と断定した。ここに訂正しておきたい。

(8) 東野治之「金光明寺写経所における反故文書の利用について」(『正倉院文書と木簡の研究』一九七七年)

(9) この点について、『多賀城漆紙文書』では、筆者自身の分析が十分ではなく、次のような指摘にとどまっている。

第二号・第三号・第四号・第二四号とも一組は第一二号・第二三号文書の場合、上・下・左・右に接続しており、いずれも三〇×四〇cm近い大きさを有している。これは漆の桶などの蓋紙として、一紙以上の大きさを必要とした場合に、文書数通を継いだものと判断される。(略)したがって上記の第三号文書・第一二号文書も解文の

事書の右に移して、きちんと重ね合わせているが、漆の蓋紙のため、紙の継ぎ足しと理解し、ことさら、正倉院文書中にある卷子に連貼された筆墨申請解のようなものと想定する必要はないようである。

引用文中の傍点を付した部分の見解は、ここで、本文のとおり訂正しておきたい。

- (10) 公式合案成条によれば、  
凡案成者。具条二納目。目皆案レ軸。書其上端云。某年某月某司納案目。毎二十五日納レ庫使レ訖。其詔勅目。別所安置。  
とあり、公文書の草案等の保管と収蔵目録の作成に関する規定があり、その中に題籤のことがみえる。
- (11) 九州歴史資料館『大宰府史跡―昭和五十六年度発掘調査概報』（一九八二年）、『木簡研究』第三号（一九八一年一月）
- (12) 栃木県教育委員会『下野国府跡Ⅴ―昭和五十七年度発掘調査概報』（一九八三年）
- (13) この他、伊場遺跡出土の第七七号木簡も「延長二年」（二四五×一八×七）と記された題籤である。〔浜松市教育委員会『伊場木簡』（一九七六年）〕
- (14) 註(8)に同じ。
- (15) 秋田城跡出土の第二・三号漆紙文書の場合、第三号文書は「寶龜元年」（七七〇）と文書作成年紀が明らかであり、第二号文書は表が出挙貸付帳様文書で、紙背文書の本文中に「神護」の年紀がみえるのである。「神護」の上部に若干の余白を残すにもかかわらず、「天平」の残画を認められないことから、「神護景雲」（七六七〜七六九）にあたると思われる。第二号文書の表文書は重要な帳簿類と考えられるので、一定の保存期間をおくとしても、第二号の紙背文書と第三号文書はきわめて接近した時期の文書と判断でき、ほぼ同時に反故となり、ふた紙として利用されたのであろう。詳しくは、拙稿「秋田城跡第二号・第三号漆紙文書について」（秋田城跡発掘調査事務所『秋田

城跡発掘調査事務所研究紀要Ⅰ―秋田城文字資料集Ⅰ―一九八四年九月）

(16) 胆沢城跡第一号漆紙文書（昭和五十六年度発掘調査概報）

〔釈文〕

□百人  
□藏國一百人  
□野國二百人

□百人  
□百人  
統領物部連荒人□□  
（起乙）

□百人  
□百人  
統領大伴長□  
（折れ目）

- (17) 奈良県『平城京左京八条三坊発掘調査概報―東市周辺東北地域の調査』（一九七六年）
- (18) 多賀城漆紙文書の第六七号は「□伍拾捌□」と左文字で読みとれるが、形状がうずまき状に絞った状態であることから、漆を漉した時に用いた紙かもしれない。
- (19) 福島県教育委員会『関和久上町遺跡Ⅱ―史跡指定調査概報』（一九八四年）
- (20) 小さな断片の場合は文書の余白部分に該当するものもあるが、大きな断片の場合、漆紙そのものの状態を綿密に観察する必要がある。紙の価格については、正倉院文書中に写経所等の購入史料がみえるが、紙の品質によりかなりの差がある。例えば、次の史料（法華寺阿弥陀浄土院金堂の造営関係）は、たまたま漆の価格もわかるので、参考までに示しておきたい。
- 造金堂所解〔天平宝字四（七六〇）年二月三日付  
（大日古六一題）  
※年代推定は福山敏男「奈良時代」に於ける法華寺の造営による。〕
- （略）

八貫八百文買漆三斗七升五合直 \*「上中一斗七升五合一斗二升別二百冊文  
品」  
 中品一斗七升別二百世文  
 一

三貫九百七十文買紙五七五六直

\*「三」  
 二貫八百七十四文買凡紙四六八十一直 \*「二」  
二貫七百九十三文別二張

六百二文買麻紙八十六張直張別七文

四百九十四文買本古紙九百八十九張直文別二張

(略)

漆は中品で升別二三〇文、紙は凡紙(普通の紙)・張別(一枚)〇・三ないし〇・五文、麻紙(麻を材料とした高級紙)・張別七文、本古(反故)紙・張別〇・五文である。反故が凡紙とほぼ同等の値を示しているのが興味深い。ちなみに同一史料によれば、白米一升が五ないし六文、雇夫の正丁の功銭は一日につき一〇ないし一四文であり、当時の紙がいかに高価であったかがうかがえるであろう。

(22) 宮城県多賀城跡調査研究所『多賀城跡―政庁跡本文編―』(一九八二年)

(23) 『多賀城漆紙文書』では、SK一〇四の時期は須恵系土器の出現以降つまり一〇世紀後半以降一世紀にかけての頃の年代とされた。しかし、本文でとりあげたように、『多賀城跡―政庁跡本文編―』では、少量の須恵系土器はすべて小破片であり、混入の可能性が強いとした。その結果、SK一〇四の年代は本文の第五章に示すように、出土した漆紙文書の年紀にきわめて近いものとなった。

(24) 『日本紀略』延暦一二(七九三)年二月丙寅条  
 改征東使<sup>一</sup>為征夷使<sup>二</sup>

持節 大 使  
 大 將 軍

征東使

征東(大)將軍

征東大使

征夷(大)將軍

征夷大使

養老 4 (720)	○		
5 (721)	○		
神龜 1 (724)	○		○
2 (725)	○		
天平 9 (737)			○
宝龜 11 (780)		○	○
天応 1 (781)		○	○
延暦 2 (783)		○	○
3 (784)		○	○
7 (788)		○	○
10 (791)	○		
11 (792)		○	
12 (793)	○		
13 (794)		○	↓

〔『多賀城漆紙文書』(筆者作成)より〕

(25) 最近行われたシンポジウム「鹿の子遺跡の成立と展開」(茨城県考古学協会主催、一九八四年一月二五日、於石岡宮農センター)で、黒沢彰哉氏は「遺物から見た鹿の子遺跡」と題した報告の中で、次のように述べている(要旨は当日のシンポジウム資料による)。

出土遺物は六期に分類され、第一期は八世紀第三四半紀に、第二期は八世紀第四半紀に、第三期は九世紀を前後とし、九世紀第一四半紀に及ぶものとする。したがって、出土遺物を見る限り、鹿の子遺跡の成立は八世紀第三四半紀頃と考えられ、一〇世紀後半まで営まれ、最盛期は八世紀第四半紀から九世紀第一四半紀に限定される。

この黒沢氏の見解は、調査報告書と微妙なズレを生じている。この点については、本稿にも非常に大きな関わりをもつ問題であるが、今後の関係者間での十分な検討を期待し、本稿では一応、調査報告書の見解に従って論を進めることとする。

(26) 註の(8)に同じ。

(27) しかし、同じ戸籍でも、養老五(七二二)年の下総国葛飾郡大嶋郷戸籍(大日古一―219と254)の紙背は天平一六(七四四)と二〇(七四八)年までの写経事業に利用されている。保存期間は令制の三〇年という規定より短い。

(28) 駿河国天平九年正税目録帳(六紙)(大日古一―67と74)

紙数	紙背(『正倉院古文書目録』の記載)	大日古
第一紙	天平十六年七月廿五日写疏所解申請	二―355と357
第二紙	奉写雜經論并疏等按	
第三紙	自天平十五年五月一日至十八年二月五日筆墨充帳	八―401と402
第四紙	始天平十六年十月八日充私書事文選	
第五紙	第四十五卷云々	二―358
第六紙	天平十五年・十六年充紙帳	八―284

(29) 福山敏男「奈良時代に於ける法華寺の造営」(『日本建築史の研究』一九四三年)は法華寺金堂の造営に関する史料復原および造営工事に關する詳細な考察を加えている。

(30) この点については、すでに、桑原滋郎氏が「多賀城における器物製作を示す二、三の資料」(宮城県多賀城協調査研究所『研究紀要V』一九七八年)において、この漆紙は「政庁地区の造営にかかわる漆を用いた作業と結びつけて考えることは出来ないだろうか」と指摘している。

(31) 第一九八号は「勝寶」のみの断簡である。これを戸籍冒頭の年紀とみなし、天平勝宝四(七五二)年の籍年から、五比を経て廃棄されるのは延暦元(七八二)籍の作成時であるとみれば、他の文書群と同時期のこととして無理なく理解できるというのが報告書の見解である。しかし、これは「勝寶」のみの断簡からの推論であり、多

少、無理な見解といわなければならぬ。註(25)の黒沢氏のような出土遺物の分析から、第一期を八世紀第3四分紀とするような見方も生まれている現状では「勝寶」をあえて戸籍の冒頭の記載として、延暦期廃棄と限定するべきではなく、戸籍以外の文書で、ふた紙利用がもう少し早い時期ということも考えられるだけに、国衙工房としてはもう少し長期間、漆塗作業が行われている可能性もありうるのである。

(32) 註(12)に同じ。

(33) 『多賀城跡―政庁跡本文編―』では、先述したように宝亀一年の火災後の復興事業を第一小期と第二小期に分け、第一小期の造営は火災直後の暫定的なもの、第二小期は火災からそう降らない八世紀末頃の本格的な造営であるとしている。

ここで、この期の多賀城復興に關連する史料を参考までにあげておきたい。

『純日本紀』宝亀二年一〇月己未条

勅征東使。(中略)然則何月何日。誅賊復城。方今將軍為賊被欺。所以緩急致此逗留。又未及建子。足以等兵。而乖勅旨。尚不肯入。人馬悉瘦。何以對敵。良將之策。豈如此乎。宜加教諭。存意征討。若以今月。不侵入賊地。宜居多賀玉作等城。能加防禦。兼練戰術。

乱後に派遣された征討軍の遅怠を責め、今月をもって賊地に入らない場合は、多賀・玉作等の城で防禦を加えて戦術を練ることを命じたのである。「誅賊復城」はおそらく、皆麻呂の乱の際に被害を受けた陸奥国北部の城柵の修復を指すのであろう。乱直後にすでに陸奥国北部の城柵の復興が問題とされている事実およびこの記事をはじめ、乱後の征討事業遂行の拠点として多賀城が逸速く、機能している関連史料からいえば、多賀城の復興は文献史料の上からも、宝亀一年直後と判断することができる。ただし、SK一〇四出土の漆紙文書の年紀の下限は延暦二(七八三)年であり、他の文書とともに若干の保存

期間を考慮すると、これらの文書のふた紙利用は宝亀一年直後と考  
えられる第一小期とするより、第二小期の造管に伴うとする方が妥当  
性が高いかもしれない。漆塗作業が建物にまで及ぶものとするれば、な  
おさら、本格的な造管とされる第二小期の方がふさわしいといえよ  
う。

(34) 主なものとしては、

岸俊男「籍帳備考二題」(京都大学文学部読史会『国史論集』(一)所収  
一九五九年)、「但波吉備麻呂の計帳手実をめぐって」(『日本古代籍帳  
の研究』一九七三年)他。吉田孝「律令時代の交易」(『日本経済史大  
系1・古代』一九六五年)。東野治之「前掲論文」。

など、数多くの論考が発表されている。なお、写経所における紙の調  
達方法を分析された仲洋子「写経用紙の入手経路について」(『史論』  
第三三集、一九八〇年)も有益な論考である。

(35) この点については、胆沢城跡に関する前掲報告書および拙稿「胆沢

城出土の漆紙文書」(「えとのす」第二六号、一九八五年一月)を参照  
してほしい。

(36) 現在、当館情報資料研究部の永嶋正春氏に依頼し、すでにいくつか  
の伝世史料および出土資料について、分析を実施しており、今後、さ  
らに多くの資料について分析結果が出来次第、公表していただくつも  
りである。

(37) 漆のふた紙に文書を用いる場合、一通でこと足りる時には、通常漆  
桶と紙の中央が一致するように置くのが自然なやり方である。そのた  
めに、紙の周縁部に記される差出書や年紀、署名部分等は漆が付着し  
にくいゆえに遺存しないことがこれまでの出土例でも数多く確認され  
ている(例・胆沢城跡第一八号他)。

(本研究は昭和五八年度科学研究費にもとづく研究成果の一部である)

(本館 歴史研究部)

図版 1

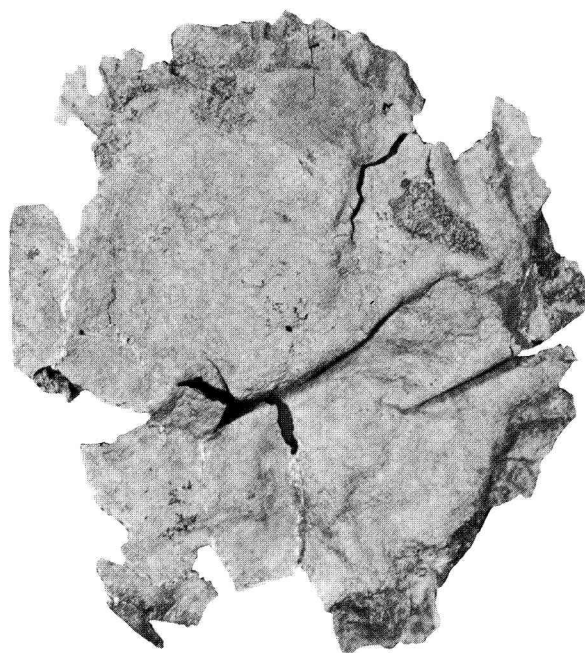


(1) 多賀城跡第3号文書 (表)

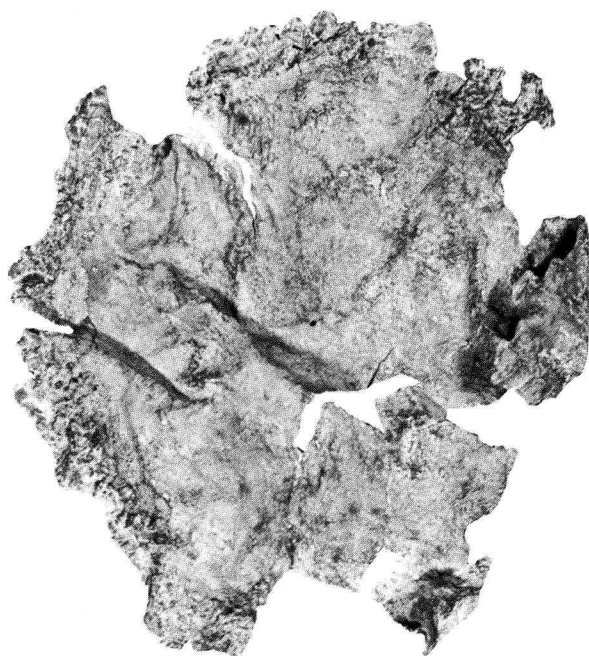


(2) 多賀城跡第3号文書 (裏)

图版 2



(1) 胆沢城跡第 3 号文書 表 (延暦23年具注曆)

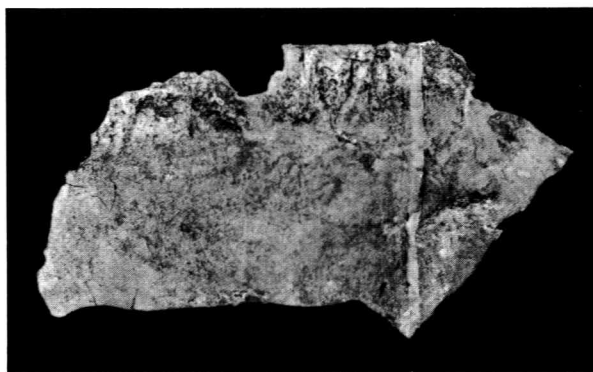


(2) 胆沢城跡第 3 号文書 裏 (延暦22年具注曆)

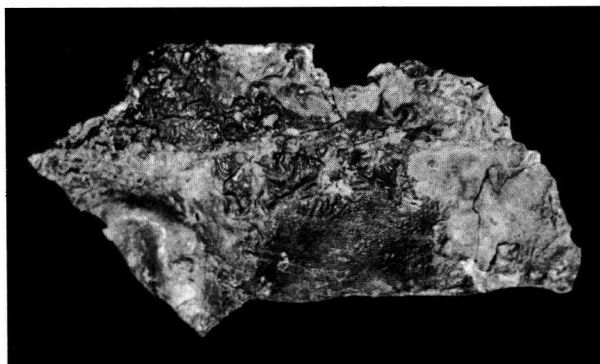
図版 3



(1) 漆紙の出土状況 (胆沢城跡第39次調査 S D 596溝跡)



(2) 多賀城跡第102号文書  
(表)



(3) 多賀城跡第102号文書 (裏)

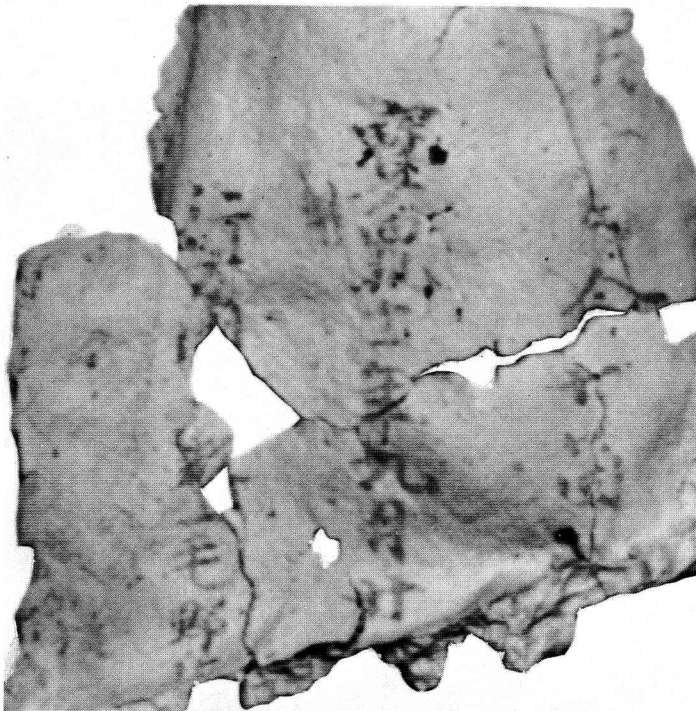




図版 5

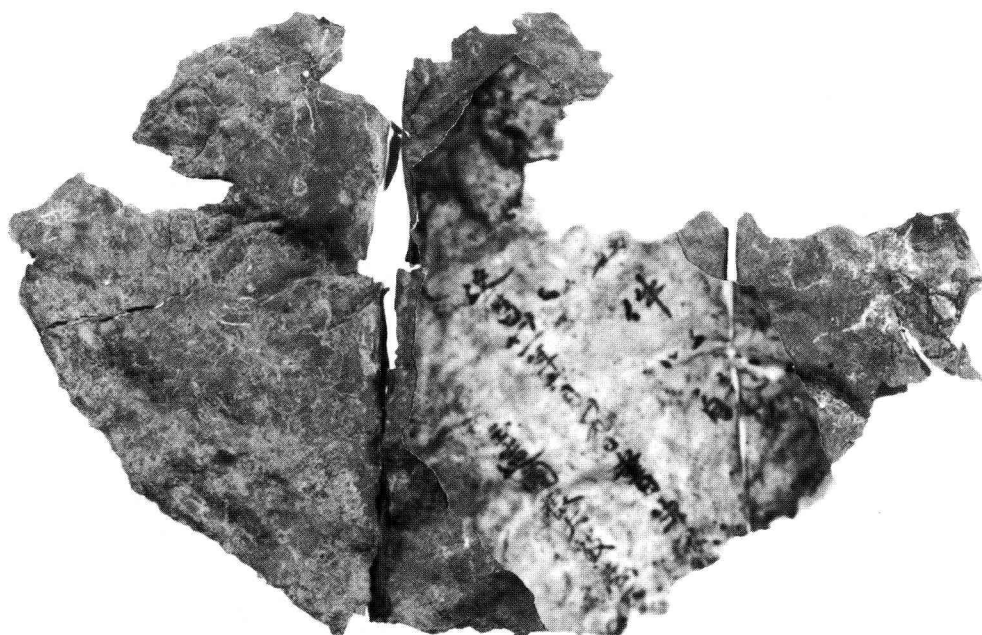
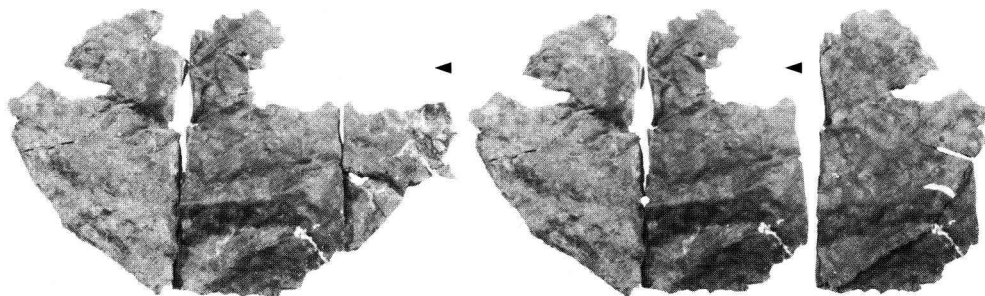


(1) 多賀城跡第1号文書



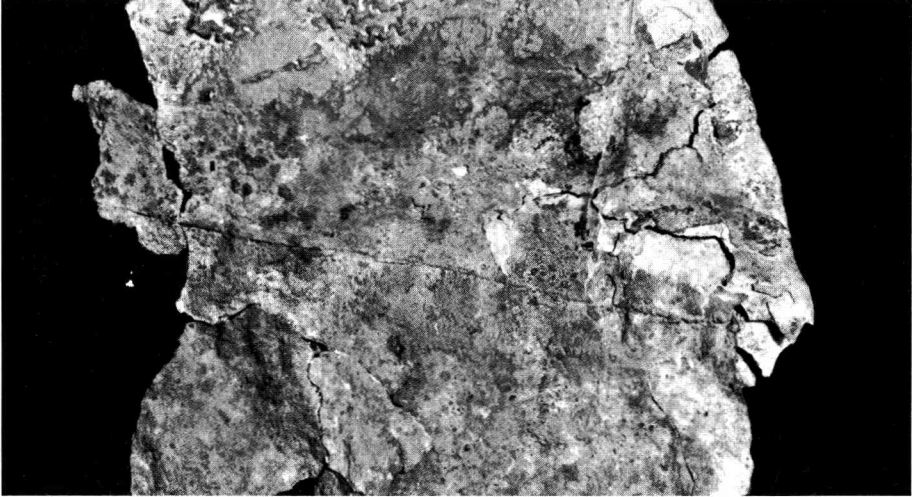
(2) 多賀城跡第1号文書 (赤外線テレビ写真)

图版 6



胆沢城跡第 6 号文書

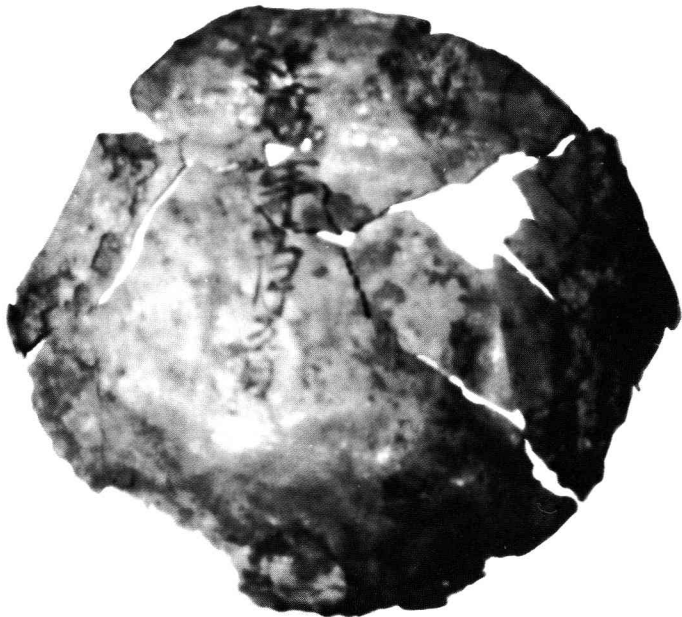
図版 7



(1) 多賀城跡第2号と第24号文書の継ぎ目部分



(2) 下野国府跡木簡



(3) 下野国府跡漆紙文書